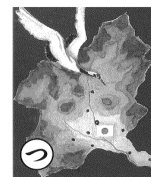




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月29日(金) 号外(第7号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県事務委任規則の一部を改正する規則(総務課)	2
訓 令	
○群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令(総務課)	20

十 群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則(平成十二年群馬県規則第二十九号) 一の項から三の項まで及び七の項から十の項までは、森林環境事務所長及び森林事務所長への委任に係るものに限る。										
一 第二条第一項の規定による開発行為(着手・完了・廃止・工事施工者の変更)届出書の受付、同条第二項の規定による開発行為の(休止・再開)届出書の受付及び同条第三項の規定による開発行為期間延長届出書の受付	二 第四条の規定による開発行為施行状況報告書の受付	三 第五条第一項の規定による施行状況の確認及び同条第二項の規定による施行状況確認結果の通知	四 第六条の規定による林地開発計画変更届出書の受付	五 第七条の規定による地位承継届出書の受付	六 第八条の規定による氏名等変更届出書の受付	七 第九条第一項の規定による災害発生届出書の受付及び同条第二項の規定による開発行為の再開の指示	八 第十条第一項の規定による開発行為の完了の確認及び同条第二項の規定による当該確認の通知	九 第十一条の規定による申請書の取下手書の受付	十 第十二条の規定による開発行為の許可の取消し	十一 第十三条の規定による境界の確定
森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長

十一 群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例(平成十年群馬県規則第二十九号)										
一 第三条第一項の規定による公園内における行為の許可及びその変更の許可	二 第四条の規定による公園内における行為の許可	三 第五条第一項の規定による公園の利用の拒否及び同条第二項の規定による区域を定めての公園の利用の禁止又は制限	四 第六条第一項の規定による公園の利用の承認	五 第九条の規定による許可若しくは承認の取消し等又は行為の中止等の命令	六 第十条第二項の規定による使用料の前納の例外の認定	七 第十二条の規定による使用料の全部又は一部の免除	八 第八条第三項の規定による供用時間の変更又は臨時に使用に供しない日の決定	九 第十一条の規定による施設等の損傷の届出に対する指示	十 第十二条の規定による境界の確定	十一 第十三条の規定による境界の確定
森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長	森林環境事務所長及び森林事務所長

十九 第十八条の十六の規定による特定粉じん排出等作業実施届出者に対するその届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更の命令	十八 第十八条の十五第一項及び第二項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受付	十七 第十八条の八の規定による特定粉じん発生施設設置届出者に対するその届出に係る特定粉じん発生施設の計画の変更又は廃止の命令	十六 第十八条の七第一項の規定による特定粉じん発生施設の使用の届出の受付	十五 第十八条の六第一項及び第三項の規定による特定粉じん発生施設の設置及び構造等変更の届出の受付	十四 第十八条の二第一項の規定による一般粉じん発生施設の使用の届出の受付	十三 第十八条第一項及び第三項の規定による一般粉じん発生施設の設置及び構造等変更の届出の受付	十二 第十七条の八の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出をした者等に対するその届出に係る揮発性有機化合物排出施設の計画の変更又は廃止の命令	十一 第十七条の七第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受付	十 第十七条の六第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の使用の届出の受付	九 第十七条の五第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受付
森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務

四 第八条の規定による特定施設等の設置又は構造等の変更の届出者に対するその届出に係る特定施設等の計画の変更又は廃止の命令	三 第七条の規定による特定施設等の構造等の変更の届出の受付	二 第六条の規定による特定施設等の使用の届出の受付	一 第五条の規定による特定施設、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定制設(以下この部において「特定施設等」という。)の設置の届出の受付	十六 大気汚染防止法(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)	十九 第九條、第九條の三、第十條の三及び第十條の六の規定による届出者への受理書の交付	二十四 第二十六條第一項の規定によるばい煙発生施設を設置している者等に対する報告の徴収又は職員によるばい煙発生施設を設置している者等の工場等への立入検査	二十三 第十八條の二十六の規定による水銀排出施設設置届出者に対するその届出に係る水銀排出施設の計画の変更又は廃止の命令	二十二 第十八條の二十五第一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受付	二十一 第十八條の二十四第一項の規定による水銀排出施設の使用の届出の受付	二十 第十八條の二十三第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受付
森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務	森林環境事務所 所長及び環境事務

<p>準に適合する旨の確認及び同条第五項の規定による土地の形質の変更の届出をした者に対する届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の更命令</p>	<p>五 第十四条第一項の規定による指定の申請に係る調査の報告若しくは資料の徴収又は職員による申請に係る土地への立入検査</p>	<p>六 第十六条第一項の規定による土壤が基準に適合していることの認定、同項から第三項までの規定による汚染土壤の搬出の届出の受付及び同条第四項の規定による措置命令</p>	<p>七 第十九条の規定による汚染土壤の適正な運搬及び処理のために必要な措置命令</p>	<p>八 第二十条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による汚染土壤の運搬又は処理の状況の届出の受付</p>	<p>九 第二十二條第九項の規定による汚染土壤処理施設の事故等の届出の受付</p>	<p>十 第二十三條第三項の規定による汚染土壤処理に係る軽微な変更等の届出の受付及び同条第四項の規定による汚染土壤処理業の休止等の届出の受付</p>	<p>十一 第五十四條第一項の規定による土地の状況、汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項についての報告の徴収又は職員による土地への立入検査、同条第三項の規定による汚染土壤の運搬若しくは処理の状況に関する事務所等への立入検査及び同条第四項の規定による汚染土壤処理業者等による業務に関する報告の徴収又は職員による業務所等への立入検査</p>
<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>

<p>二十一 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)</p>	<p>一 第一条第一項ただし書の規定による土壤汚染状況調査の結果の報告の期限の延長</p>	<p>二 第三条第三項の規定による基準に適合していないおそれがある特定有害物質の申請の受付及び通知</p>	<p>三 第十六条第一項の規定による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認の申請の受付及び同条第五項の規定による土地の所有者等の地位の承継の届出の受付</p>	<p>四 第二十一条の規定による土壤汚染対策法第三条第一項ただし書の規定による確認の取消しの通知</p>	<p>五 第四十三條第一号の規定による帯水層に係る確認並びに同条第三号及び第四号の規定による土地の形質の変更に係る確認</p>	<p>六 第四十四條第四項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付与並びに第四十四条第五項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による帯水層に係る確認の取消し及び通知</p>	<p>七 第五十条第一項第一号の規定による帯水層に係る確認及び同条第三号の規定による土地の形質の変更に係る確認</p>	<p>八 第五十二条の五第一項の規定による人為等に由来することが確認された場合等の届出の受付</p>	<p>九 第五十二条の六第一項及び第二項の規定による施行管理方針の変更の届出の受付</p>	<p>十 第五十二条の七第一項の規定による施行管理方針の廃止の届出の受付及び同条第三項の規定による土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握</p>
<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務</p>

<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>二十五ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)</p>	<p>十一 第五十二条の八第一項の規定による施行方針の確認の取消し及び同条第二項の規定による土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握</p>	<p>十二 第五十九条の二第二項第三号イの規定による要措置区域等に搬入された土壌に係る届出の受付</p>	<p>一 第五条第二十号ただし書の規定による地下水質の地下水基準継続適合の確認及び同条第二十一号ロの規定による大気有害物質の排出に関する継続適合の確認</p>	<p>二 第十三条第三項の規定による許可の取消し等の場合の措置結果報告の受付</p>	<p>三 第十七条第二項の規定による許可証の書換え又は再交付申請の受付及び同条第四項の規定による許可証返納の受付</p>	<p>一 第五条第二項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出の受付</p>	<p>二 第六条第一項及び第八項の規定による対応化学物質分類名の使用及び維持を求める請求の受付</p>	<p>一 第十二条第一項の規定による電子情報処理組織の使用の届出の受付</p>	<p>二 第十二条第二項の規定による識別番号及び暗証番号の通知</p>	<p>三 第十二条第三項の規定による電子情報処理組織の仕様の変更又は使用の廃止の届出の受付</p>	<p>四 第十二条第四項の規定による電子情報</p>	
		<p>省・環境省</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>
		<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>
		<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>

<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>二十五ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)</p>	<p>一 第十二条第一項の規定による特定施設の設置の届出の受付</p>	<p>二 第十三条第一項の規定による特定施設の使用の届出の受付及び同条第二項の規定による発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理の方法に係る届出の受付</p>	<p>三 第十四条第一項の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受付</p>	<p>四 第十五条の規定による届出をした者に対する計画の変更又は廃止の命令</p>	<p>五 第十七条第二項の規定による実施の制限期間の短縮</p>	<p>六 第十八条の規定による氏名の変更等の届出の受付</p>	<p>七 第十九条第三項の規定による届出をした者の地位の承継の届出の受付</p>	<p>八 第二十三条第三項の規定による事故命令に係る特定施設の設置者に対する措置</p>	<p>九 第二十七条第四項の規定による職員による土地への立入調査、測定又は土壌その他の物の集取</p>	<p>十 第二十八条第三項の規定による大気基準適用施設等の設置者による測定結果の報告の受付</p>	<p>十一 第三十四条第一項の規定による特定施設設置者からの報告の徴収又は職員による特定事業場への立入検査</p>
<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	
<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	
<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	<p>省・国土交通省(第一号)</p>	

<p>二十六 ダイオ キシ ン類 対策 特別 措置 法 施行 規則 (平成 十一年 総理府 令第六 十七号)</p>	<p>二十七 群馬県 の生活 環境を 保全す る条例 (平成 十二年 群馬県 条例第 五十号)</p>	<p>第五 条の 規定 による 届出者 への受 理書の 交付</p>	<p>一 第十五 条第一 項の規 定による ばい煙 特定施 設の設 置の届 出の受 付</p>	<p>二 第十六 条第一 項の規 定による ばい煙 特定施 設の使 用の届 出の受 付</p>	<p>三 第十七 条第一 項の規 定による ばい煙 特定施 設の構 造等の 変更の 届出の 受付</p>	<p>四 第十八 条の規 定による ばい煙 特定施 設の構 造若し くは使 用の方 法若し くはば い煙の 処理の 方法に 関する 計画の 変更又 はばい 煙特定 施設の 設置に 関する 計画の 廃止の 命令</p>	<p>五 第十九 条第二 項の規 定による ばい煙 特定施 設の設 置又は ばい煙 特定施 設の構 造若し くは使 用の方 法若し くはば い煙の 処理の 方法の 変更の 実施の 制限期 間の短 縮</p>	<p>六 第二十 条(第三 十条第 一項及 び第五 十六 条)にお いて準 用する 場合を 含む。 の規定 による 氏名の変 更等の 届出の 受付</p>	<p>七 第二十 一条第 三項(第 三十 条第一 項、第 五十六 条及び 第八十 八条)に おいて 準用す る場合 を含む。 の規定 による 地位の 承継の 届出の 受付</p>	<p>八 第二十五 条第二 項の規 定による 事故の 状況及 び講じた 措置の 概要の 通報の 受付並 びに同 条第三 項の規 定による 事故の 拡大又 は再発 の防止 のため の必要 な措置 命令</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>
--	---	--	---	---	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

<p>九 第二十 六条第 一項又 は第三 項の規 定による 粉じん 特定施 設の設 置又は 構造等 の変更 の届出 の受付</p>	<p>十 第二十 七条第 一項の 規定に よる粉 じん特 定施設 の使 用の届 出の受 付</p>	<p>十一 第三十 二条第 一項の 規定に よる水 質特定 施設の 設置の 届出の 受付並 びに同 条第二 項及び 第三項 の規定 による 水質有 害物質 使用特 定施設 の設置 の届出 の受付</p>	<p>十二 第三十 三条の 規定に よる水 質特定 施設の 使用の 届出の 受付</p>	<p>十三 第三十 四条の 規定に よる水 質特定 施設の 構造等 の変更 の届出 の受付</p>	<p>十四 第三十 五条第 一項の 規定に よる水 質特定 施設の 構造若 しは使 用の方 法若し くは特 定汚水 等の処 理の方 法に關 する計 画の変 更又は 水質特 定施設 の設置 に關す る計画 の廃止 の命令</p>	<p>十五 第三十 五条第 二項の 規定に よる水 質有害 物質使 用特定 施設の 構造、 設備若 しは使 用の方 法若し くは特 定汚水 等の処 理の方 法の変 更の設 置に關 する計 画の廢 止命令</p>	<p>十六 第三十 六条第 二項の 規定に よる水 質特定 施設の 設置又 は水質 特定施 設の構 造、設 備若し くは使 用の方 法若し くは特 定汚水 等の処 理の方 法の変 更の実 施の制 限期間 の短縮</p>	<p>十七 第三十 七条に おいて 準用す る第二 十條の 規定に よる氏 名の変 更等の 届出の 受付</p>	<p>十八 第三十 七条に おいて 準用す る第二 十條の 規定に よる氏 名の変 更等の 届出の 受付</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>	<p>森林 環境事 務所 長及び 環境 事務所 長</p>
---	---	---	--	---	---	---	---	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

二十九 第四十八条第三項の規定による特定指定物質の取扱量の届出の受付	二十八 第四十八条第一項の規定による特定指定物質の適正な管理を図るための計画の届出の受付	二十七 第四十六条第五項の規定による確認の取消し	二十六 第四十六条第四項の規定による届出の受付	二十五 第四十六条第三項の規定による土壌の調査結果の報告命令又はその内容は正命令	二十四 第四十六条第二項の規定による水質有害物質使用特定施設を設置していた者以外の土地の所有者等に対する通知	二十三 第四十六条第一項ただし書の規定による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認	二十二 第四十六条第一項の規定による土壌の調査結果の報告の受付	二十一 第四十五条第二項の規定による水質有害物質使用特定施設等の設置者に対する報告命令又はその内容は正命令	二十 第四十五条第一項の規定による水質有害物質使用特定施設等の設置者からの異常の発見等の通報及びその調査結果の報告の受付	十九 第四十三条第一項の規定による事故の状況及び講じた措置の概要の通報の受付並びに同条第二項の規定による応急の措置の命令
森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長

四十 群馬県の生活環境を保全する条例の一部を改正する条例(平成二十四年群馬県条例第三十三号) 附則第三条第一項	三十九 第二百二十八条の規定による事業者その他の生活環境の保全等に関する資料を所有する者に対する必要な調査への協力、資料の提出又は説明の要請	三十八 第二百五条第一項の規定による必要な事項の報告の徴収又は職員による施設若しくは物その他の物件の立入検査の実施	三十七 第九十一条第四項の規定による燃焼行為の中止その他必要な措置をとることの勧告	三十六 第九十条第一項の規定による公害防止責任者の解任命令	三十五 第八十七条第二項の規定による公害防止責任者の選任等の届出の受付	三十四 第五十七条第一項の規定による地下水の採取の状況の報告の受付	三十三 第五十五条第一項の規定による揚水特定施設の変更等の届出の受付	三十二 第五十四条第一項の規定による揚水特定施設の使用の届出の受付	三十一 第五十三条第一項の規定による揚水特定施設の使用の届出の受付	三十 第四十八条第四項の規定による特定指定物質の適正な管理を図るための計画若しくは同条第一項各号に掲げる事項の変更又は特定指定物質取扱業務者に該当しなくなつた旨の届出の受付
森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長	森林環境事務所長及び環境事務所長

	<p>一 項の規定による第三十二條第三項各号に掲げる事項の届出の受付</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
<p>二十八 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則(平成十二年群馬県規則第九百九号)</p>	<p>一 第十條(第二十三條において準用する場合を含む。)の規定による届出者への受付書の交付</p> <p>二 第二十九條第一項ただし書の規定による調査結果の報告期限の延長</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
	<p>三 第三十條第一項ただし書の規定による調査結果の報告期限の延長</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
	<p>四 第三十條の二第一項の規定による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認の申請の受付</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
	<p>五 第三十條の二第四項の規定による地位の承継の届出の受付</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
	<p>六 第三十條の八の規定による確認を取り消した旨の通知</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
<p>二十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第四十七号)</p>	<p>一 第八條第六項(第九條第二項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関する利害関係を有する者からの意見書の受付</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
	<p>二 第八條の二第五項(第九條第二項において準用する場合を含む。)又は第十五條の二第五項(第十五條の二の六第二項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の検査及び当該施設の設置に関する計画に適合していることの認定</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
	<p>三 第八條の二の二第一項の規定による一般廃棄物処理施設の検査</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
	<p>四 第九條第三項(第九條の三第十一項及び第十五條の二の六第三項において</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>

<p>一 準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の軽微な変更、廃止、休止又は再開の届出の受付</p>	<p>事務所長</p>
<p>五 第九條第四項(第九條の三第十一項及び第十五條の二の六第三項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了の届出の受付</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
<p>六 第九條第五項(第九條の三第十一項及び第十五條の二の六第三項において準用する場合並びにダイオキシン類対策特別措置法第二十五條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
<p>七 第九條の二の三第二項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
<p>八 第九條の三第一項又は第八項の規定による市町村が設置する一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出の受付</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
<p>九 第九條の三第三項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による同条第一項又は第八項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の計画の変更又は廃止の命令</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
<p>十 第九條の三第四項ただし書(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による市町村への通知</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
<p>十一 第九條の三第十項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者又は管理者に対する一般廃棄物処理施設の改善命令又はその使用の停止命令</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
<p>十二 第九條の七第二項(第十五條の四において準用する場合を含む。)の規定による許可施設設置者の地位の承継の届出の受付</p>	<p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
<p>十三 第十二條第三項又は第四項の規定</p>	<p>森林環境事務所</p>

による産業廃棄物の保管の届出の受付	十四 第十二条第九項の規定による多量排出事業者が作成した産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の受付及び同条第十項の規定による当該計画の実施状況の報告の受付	十五 第十二条の二第三項又は第四項の規定による特別管理産業廃棄物の保管の届出の受付	十六 第十二条の二第十項の規定による多量排出事業者が作成した特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の受付及び同条第十一項の規定による当該計画の実施状況の報告の受付	十七 第十二条の三第七項の規定による産業廃棄物管理票に関する報告書の受付	十八 第十二条の七第九項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る軽微な変更の届出の受付	十九 第十四条の二第三項において準用する第七条の二第三項の規定による産業廃棄物処分業の廃止又は変更の届出の受付	二十 第十四条の五第三項において準用する第七条の二第三項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の廃止又は変更の届出の受付	二十一 第十五条第六項(第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設の設置又は変更に関する利害関係を有する者からの意見書の受付	二十二 第十五条の二の二第一項の規定による産業廃棄物処理施設の検査
所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長

二十三 第十五条の三の二第二項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認	二十四 第十八条第一項の規定による事業者若しくは一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者等に対する廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は処理施設の徴収維持管理等に関する必要な報告の徴収	二十五 第十九条第一項の規定による職員による事業者若しくは一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所等のある土地等への立入検査又は試験の用に供するための廃棄物の無償での収去	二十六 第十九条の三の規定による産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行つた者に対する改善命令	二十七 第二十一条の二第一項の規定による特定処理施設の事故の状況及び講じた措置の概要の届出の受付並びに同条第二項の規定による特定処理施設の設置者に対する応急の措置命令	二十八 第二十三条の五の規定による関係行政機関又は関係地方公共団体に対する照会等	二十九 第五条の五(第七条の四において準用する場合を含む。)の規定による熱回収施設の休廃止等の届出の受付	三十 第六条の七の二の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る収集等の全部又は一部の廃止の届出の受付	三十一 第二十条の規定による登録廃棄物再生事業者の変更の届出の受付	三十二 第二十一条の規定による登録廃棄物
所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長	所長及び環境事務所長

<p>三十七 三十七 化ビフ ポリ塩 な処理の適正 に関する特別 措置法(平成 十三年法律第 六十五号)</p>	<p>三十四 群馬県 浄化槽法施行 細則(昭和六 十年群馬県規 則第五十一 号)</p> <p>三十五 群馬県 浄化槽の保守 点検業者の登 録に関する条 例(昭和六十 年群馬県条例 第十七号)</p> <p>三十六 建設工 事に係る資材 の再資源化等 に関する法律 (平成十二年 法律第四百 号)</p>	<p>第四十条の規定による浄化槽の設置の中止 の届出の受付</p>	<p>質問の実施</p>
<p>三 第十条第三項第二号の規定による同 号イからニまでに掲げる事項を記載し</p> <p>二 第十条第二項の規定による全ての高 濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分 を終えた旨の届出の受付</p> <p>一 第八条第一項の規定による高濃度ポ リ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処 分の状況に関する届出の受付</p>	<p>一 第十八条第二項の規定による発注者 の申告及び適当な措置の要求の受付</p> <p>二 第十九条の規定による対象建設工事 受注者に対する助言又は勧告</p> <p>三 第二十条の規定による対象建設工事 受注者に対する措置命令</p> <p>四 第四十二条第二項の規定による対象 建設工事受注者に対する報告の徴収</p> <p>五 第四十三条第一項の規定による職員 による対象建設工事の現場又は対象建 設工事受注者の営業所その他営業に関 係のある場所への立入検査</p>	<p>第十五条第一項の規定による浄化槽保守 点検業者からの報告の徴収及び同条第二 項の規定による職員による浄化槽保守点 検業者の事務所等への立入検査又は関係 者への質問の実施</p>	<p>森林環境事務 所長及び環境 事務所</p>
<p>森林環境事務 所長及び環境 事務所</p>	<p>森林環境事務 所長及び環境 事務所</p>	<p>森林環境事務 所長及び環境 事務所</p>	<p>森林環境事務 所長及び環境 事務所</p>

<p>十四 第十九条において読み替えて準用</p> <p>十三 第十九条において読み替えて準用 する第八条第一項の規定による高濃度 ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の 見込みに関する届出の受付</p> <p>十二 第十八条第二項第二号の規定によ る同号イからニまでに掲げる事項を記 載した届出書の受付</p> <p>十一 第十六条第二項の規定による保管 事業者の地位を承継した旨の届出の受 付</p> <p>十 第十五条において読み替えて準用す る第十二条第一項の規定による保管事 業者に対する措置命令</p> <p>九 第十五条において準用する第十一条 の規定による保管事業者に対する指導 及び助言</p> <p>八 第十五条において読み替えて準用す る第十条第二項の規定による全てのポ リ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終え た旨の届出の受付</p> <p>七 第十五条において準用する第八条第 一項の規定によるポリ塩化ビフェニル 廃棄物(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃 棄物を除く。次項において同じ。)の 保管及び処分状況に関する届出の受 付</p> <p>六 第十二条第一項の規定による保管事 業者に対する措置命令</p> <p>五 第十一条の規定による保管事業者に 対する指導及び助言</p> <p>四 第十条第四項の規定による同条第三 項第二号イからニまでに掲げる事項に 変更があつた旨の届出の受付</p>	<p>森林環境事務 所長及び環境 事務所</p>	<p>森林環境事務 所長及び環境 事務所</p>	<p>た届出書の受付</p>
<p>森林環境事務 所長及び環境 事務所</p>	<p>森林環境事務 所長及び環境 事務所</p>	<p>森林環境事務 所長及び環境 事務所</p>	<p>森林環境事務 所長及び環境 事務所</p>

<p>する第十条第二項の規定による全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終えた旨の届出の受付</p> <p>所長及び環境事務所長</p>	<p>十五 第十九条において読み替えて準用する第十条第四項の規定による同条第三項第二号イからニまでに掲げる事項に変更があつた旨の届出の受付</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>十六 第十九条において読み替えて準用する第十一条の規定による所有事業者に対する指導及び助言</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>十七 第十九条において読み替えて準用する第十六条第二項の規定による所有事業者の地位を承継した旨の届出の受付</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>十八 第十九条において読み替えて準用する第二十四条の規定による所有事業者(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有するものに限る。次項において同じ。)又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物の報告の徴収</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>十九 第十九条において読み替えて準用する第二十五条第一項の規定による職員による所有事業者又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を所有する事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所への立入検査又はポリ塩化ビフェニル使用製品若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物の無償での収去</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>二十 第二十四条の規定による保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者からの報告の徴収</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>二十一 第二十五条第一項の規定による職員による保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である物の保管する事業者その他の関係のある物を保管する事業者その他の関係</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
--	---	--	--	--	--	---	---

<p>の關係者の事務所、事業場その他の場所への立入検査又はポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物の無償での収去</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>二十八 ポリ塩化物の適正な処理の推進</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>二十九 使用済自動車等の資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>三十 第三十六条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を譲り受けた旨の届出の受付</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>三十一 第二十八条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所の変更の届出の受付</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>三十二 第二十六条第二項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り受けた旨の届出の受付</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>三十三 第二十一条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)の保管の場所の変更の届出の受付</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>三十四 第十条第二項又は第十一条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更の届出の受付</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>三十五 第十九条の規定による引取業者又はフロン類回収業者に対する必要な指導及び助言</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>三十六 第二十条第一項の規定による引取業者又はフロン類回収業者に対する勧告</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>三十七 第二十条第二項の規定によるフロン類回収業者に対する勧告</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>三十八 第二十条第三項の規定による引取業者又はフロン類回収業者に対する命令</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>三十九 第九十条第一項の規定による関連事業者に対する勧告</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>	<p>第九十条第三項の規定による関連事</p> <p>森林環境事務所 所長及び環境事務所長</p>
---	---	---	--	---	--	--	---	--	--	--	--	---	---

十四 第三十三条第一項の規定による保	十三 第三十二条第一項の規定による保 全地域の指定等に関する調査のため職員による他人の土地への立入り、標識の設置等の行為の実施	十二 第二十五条第一項の規定による緑地環境保全地域における行為の中止、原状回復又は措置の命令	十一 第二十四条第四項の規定による緑地環境保全地域内における行為の禁止若しくは制限又は必要な措置をとるべき旨の命令	十 第二十四条第二項の規定による緑地環境保全地域内における行為の全部又は一部の禁止等の勧告及び同条第三項の規定による当該行為の禁止等の勧告を行う期間の延長	九 第二十四条第一項の規定による緑地環境保全地域内における行為の届出の行為の着手禁止期間の短縮	八 第二十条の規定による国等からの協議の受入れ又は通知の受付	七 第十九条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による県自然環境保全地域の特別地区及び野生動植物保護地区内並びに緑地環境保全地域内における自然環境の保全のための報告の徴収又は職員による立入検査及び調査の実施	六 第十八条第一項の規定による県自然環境保全地域における自然環境の保全のための行為の中止又は原状回復等の命令	為の禁止若しくは制限又は必要な措置をとるべき旨の命令及び同条第三項の規定による当該行為の禁止等を命ずる期間の延長
森林環境事務	森林環境事務 所長及び 事務所長	森林環境事務 所長及び 事務所長	森林環境事務 所長及び 事務所長	森林環境事務 所長及び 事務所長	森林環境事務 所長及び 事務所長	森林環境事務 所長及び 事務所長	森林環境事務 所長及び 事務所長	森林環境事務 所長及び 事務所長	事務所長

四十四 自然公園法(昭和三十三年法律第三十二号)	四十三 群馬県希少野生動物種の保護に関する条例(平成二十七年群馬県規則第五号)	四十二 群馬県希少野生動物種の保護に関する条例(平成二十六年群馬県条例第七十六号)	一 第二十条第一項の規定による生息地等保全地区内における行為の許可	二 第二十条第五項又は第七項の規定による生息地等保全地区内における行為の届出の受付	三 第二十一条第一項の規定による生息地等保全地区内において第二十条第一項各号に掲げる行為をしていない者に対する実施方法の指示	四 第二十一条第二項の規定による第二十条第一項の規定に違反した者等に対する違反行為の中止又は原状回復等の命令	五 第二十二条第一項の規定による生息地等保全地区内において第二十条第一項各号に掲げる行為を行った者に対する必要な報告の徴収	六 第二十二条第二項の規定による立入検査又は調査等の実施	七 第三十二条第二項又は第三項の規定による国等との協議又は通知の受付(生息地等保全地区内の行為に係るものに限る。)	一 別表第二第三号トに規定する届出又は通知の受付	二 別表第三第二号ロ又はハ(2)に規定する通知の受付	一 第二十条第三項及び第三十二条の規定による国定公園の特別地域内における行為のうち次に掲げる行為の許可及
西部森林環境事務所長	森林環境事務所長及び事務所長	森林環境事務所長及び事務所長	森林環境事務所長及び事務所長	森林環境事務所長及び事務所長	森林環境事務所長及び事務所長	森林環境事務所長及び事務所長	森林環境事務所長及び事務所長	森林環境事務所長及び事務所長	森林環境事務所長及び事務所長	森林環境事務所長及び事務所長	森林環境事務所長及び事務所長	事務所長及び事務所長

百六十一号

び条件の付加
イ 高さが一メートル以下かつ水平投影面積が千平方メートル以下の工作物の新築、改築又は増築
ロ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設の増築又は改築
ハ 面積が二ヘクタール以下及び森林法第五条第一項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合する木の伐採
ニ 面積が千平方メートル以下の露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取
ホ 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること
ヘ 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること
ト 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること
チ 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること(面積が千平方メートルを超えるゴルフコースのための土地の形状変更を除く)
リ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること
ヌ 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するもの(以下この項において「指定動物」という。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること
ル 屋根、壁面、塀、橋、铁塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること

<p>ヲ 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。 ワ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 カ イからワまでに掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で自然公園法施行令(昭和三十二年政令第二百九十八号)で定めるもの</p>	<p>二 第二十条第六項から第八項までの規定による国立公園の特別地域における行為の届出の受付</p>	<p>三 第三十三条第一項の規定による国立公園の普通地域内における行為の届出の受付、同条第二項の規定による国立公園の普通地域内における行為の禁止の命令並びに同条第四項及び第六項の規定による処分のできる期間の延長又は短縮</p>	<p>四 第三十四条の規定による国立公園に回復等の命令</p>	<p>五 第三十五条第一項の規定による報告員による立入検査又は調査</p>	<p>四十五 自然公園法(自然公園法施行令附則第三項の規定により、知事が行うこととされたものに限る。)</p>
<p>利根沼田森林</p>	<p>西部森林環境事務所長</p>	<p>西部森林環境事務所長</p>	<p>西部森林環境事務所長</p>	<p>西部森林環境事務所長</p>	<p>利根沼田森林環境事務所長</p>

ついて処分に違反した者に対する原状回復等の命令	環境事務所長
四 第三十五条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による職員による立入検査又は調査	利根沼田森林環境事務所長

別表第二第五号の表四十七の部中「環境森林事務所長」を「森林環境事務所長」に改め、別表第二第六号の表三十六の部十三の項中「管内の」を削り、「市町村」の下に「農業協同組合、広域組織又は農業者の組織する団体等」を加え、別表第二第八号の表二十五の部及び二十六の部中「環境森林部」を「森林環境部」に改め、同表四十の部中三十八の項を四十の項とし、十四の項から三十七の項までを十六の項から三十九の項までとし、同部十三の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同項を同部十五の項とし、同部十二の項を同部十三の項とし、同項の次に次のように加える。

十四 第四十三条第二項第一号の規定による道路にメートル以上接していない敷地の建築の認定	前橋等土木事務所長
---	-----------

別表第二第八号の表四十の部中十一の項を十二の項とし、七の項から十の項までを八の項から十一の項までとし、六の項の次に次のように加える。

七 第七条の六第四項の規定による適合しないと認める旨の通知	前橋等土木事務所長
-------------------------------	-----------

別表第二第八号の表四十二の部五の項及び六の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同部七の項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

別表第四中「環境森林事務所長、環境事務所長、森林事務所長」を「森林環境事務所長、森林事務所長、環境事務所長」に改める。
別表第九注中「環境森林部」を「森林環境部環境局」に、「環境森林事務所」を「森林環境事務所」に改める。

別表第十中二十四の項を削り、二十五の項を二十四の項とし、二十六の項から五十二の項までを二十五の項から五十一の項までとする。
別表第十一中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から九の項までを二の項から八の項までとし、十の項を削り、十一の項を九の項とし、十二の項から十五の項までを十の項から十三の項までとし、十六の項を十四の項とし、同項の次に次のように加える。

十五 林業・木材産業改善資金貸付金(平成十五年六月以前の林業改善資金貸付金を含む。)又は林業後継者	会計局審査課の出納員	林業振興課の分任出納員
---	------------	-------------

特別対策資金貸付金の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納	会計局審査課の出納員	緑化推進課の分任出納員
十六 ぐんま緑の県民基金に係る寄附金の収納	会計局審査課の出納員	緑化推進課の分任出納員

別表第十一の十七の項中「以下」を「以下この表において」に改め、同表中二十の項及び二十一の項を削り、二十二の項を二十の項とし、二十三の項を二十一の項とし、二十四の項を二十二の項とし、二十五の項を二十三の項とし、同項の次に次のように加える。

二十四 道路法第三十九条第一項に規定する占用料の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務	土木事務所の出納員	土木事務所の分任出納員
二十五 河川法第三十二条第一項に規定する流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務	土木事務所の出納員	土木事務所の分任出納員

第二条 群馬県事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表第二第八号の表四十の部中四十の項を四十三の項とし、三十九の項を四十二の項とし、三十八の項を四十一の項とし、三十七の項を三十八の項とし、同項の次に次のように加える。

三十九 第八十七条の二第一項の規定による全体計画の認定	前橋等土木事務所長
四十 第八十七条の三第四項の規定による災害救助用建築物又は公益的建築物の使用の許可及び同条第五項の規定による興行場等の使用の許可	前橋等土木事務所長

別表第二第八号の表四十の部中三十六の項を三十七の項とし、十の項から三十五の項までを十一の項から三十六の項までとし、九の項の次に次のように加える。

十 第九条の四の規定による保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言	前橋等土木事務所長
--	-----------

第三条 群馬県事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表十の部一の項中「第四十二条の六第一項及び第二項」を「第四十二条の二十一第一項及び第二項」に改め、同部二の項中「第四十二条の六第二項」を「第四十二条の二十一第二項」に改め、同部三の項中「第四十二条の六第三項及び第四項」を「第四十二条の二十一第三項及び第四項」に改める。

別表第八の十六の項を削り、同表十七の項中「二十の項」を「十九の項」に改め、同項を同表十六の項とし、同表中十八の項から二十二の項までを十七の項から二十一の項までとし、同表二十三の項中「次項」を「種別割について次項」に改め、同項を同表二十二の項とし、同表中二十四の項を二十三の項とし、二十五の項から三十四の項までを二十四の項から三十三の項までとし、三十五の項を削り、三十六の項を三十四の項とし、三十七の項から四十二の項までを三十五の項から四十の項までとする。

別表第十の三十四の項中「並びに地方法人特別税」を「地方法人特別税」に、「に係るもの」を「並びに特別法人事業税及び特別法人事業税に係る徴収金(以下この表において「特別法人事業税徴収金」という。)に係るもの」に改め、同表三十八の項中「並びに地方法人特別税徴収金」を「地方法人特別税徴収金並びに特別法人事業税徴収金」に改め、同表四十一の項中「地方法人特別税徴収金」の下に「及び特別法人事業税徴収金」を加え、同表四十二の項中「並びに地方法人特別税徴収金」を「地方法人特別税徴収金、特別法人事業税徴収金並びに軽自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に係る徴収金(以下この表において「軽自動車税環境性能割徴収金」という。)」に改め、同表四十六の項中「並びに地方法人特別税徴収金」を「地方法人特別税徴収金並びに特別法人事業税徴収金」に改め、同表四十七の項中「並びに滞納処分」を「滞納処分」に改め、「公売代金等」の下に「並びに歳計外現金(軽自動車税環境性能割徴収金に係るものに限る。)」を加え、同表四十九の項中「滞納処分」を「並びに滞納処分」に改め、「並びに地方法人特別税徴収金」を削り、同表に次のように加える。

五十二 自動車税事務所における歳計外現金 (地方法人特別税徴収金、特別法人事業税徴収金及び軽自動車税環境性能割徴収金に係るものに限る。)の出納及び保管	自動車税事務所 の決算管理 係長である出 納員
--	----------------------------------

別表第十一の四の項中「並びに県税徴収金及び地方法人特別税徴収金」を「特別法人事業税及び特別法人事業税に係る徴収金(以下この項において「特別法人事業税徴収金」という。)」並びに県税徴収金、地方法人特別税徴収金及び特別法人事業税徴収金」に改める。

この規則中第一条の規定は平成三十一年四月一日から、第二条の規定は建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日から、第三条の規定は平成三十一年十月一日から施行する。

訓令

群馬県訓令第五号

県庁
地域機関
専門機関

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十一年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令

群馬県事務専決規程(昭和四十三年群馬県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「コンベンション推進局長」を「スポーツ局長、環境局長、コンベンション推進局長」に改める。

別表第三第一号の表生活文化スポーツ部の部県民生活課の項に次の一号を加える。
二 群馬県男女共同参画推進条例(平成十六年群馬県条例第二十三号)に基づく次の事務

(一) 第八条第一項の規定により、基本計画を定めること。

別表第三第一号の表生活文化スポーツ部の部人権男女・多文化共生課の項を削り、同表環境森林部の部中「環境森林部」を「森林環境部」に改め、同部環境エネルギー課の項から自然環境課の項までを削り、同部林政課の項に次の一号を加える。

八 森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)に基づく次の事務

(一) 第十八条第一項の規定により、確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知すること。

(二) 第十九条第一項及び第二十条第一項の規定により、確知所有者不同意森林の経営管理権に関する裁定を行い、その旨を当事者に通知すること。

(三) 第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定により、所有者不明森林の経営管理権に関する裁定を行い、その旨を市町村の長に通知し、公告すること。

(四) 第四十八条第一項の規定により、市町村の森林経営管理事務の代替執行について、市町村に協議すること。

(五) 第四十八条第三項の規定により、森林経営管理事務の代替執行に関する公告をすること。

別表第三第一号の表環境森林部の部森林保全課の項第一号(一)中「環境森林事務所」を「森林環境事務所」に改め、同部緑化推進課の項の次に次のように加える。

環境政策課

- 一 群馬県地球温暖化防止条例(平成二十一年群馬県条例第七十六号)に基づく次の事務
 - (一) 第八条第一項及び第二項の規定により、地球温暖化対策指針を定めること。
 - (二) 第四十六条の規定により、事業者、県民及び民間団体の

環境保 全課	<p>顕彰を行うこと。</p> <p>一 群馬県の生活環境を保全する条例(平成十二年群馬県条例第五十号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第五十九条の規定により、揚水特定施設設置者に対し、地下水の採取を抑制するよう要請すること。</p> <p>二 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)に基づく次の事務(土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号)第十条に規定する指定都市の長等の処理に係るものを除く。)</p> <p>(一) 第三条第一項の規定により、指定調査機関を指定すること。</p> <p>(二) 第二十二条第一項の規定により、汚染土壌処理業の許可をすること(当該許可が同条第四項の許可の更新である場合を除く。)</p> <p>(三) 第二十五条の規定により、汚染土壌処理業者の許可を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>(四) 第二十七条の五の規定により、国等から協議を受け、同意をすること。</p> <p>(五) 第四十二条の規定により、指定調査機関の指定を取り消すこと。</p> <p>三 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百十号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第三十二条第三項の規定により、汚染状況重点調査地域の指定に際して、環境大臣に対し、意見を述べること。</p> <p>(二) 第三十二条第五項の規定により、汚染状況重点調査地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請すること。</p> <p>(三) 第三十三条第二項において準用する第三十二条第三項の規定により、汚染状況重点調査地域の区域の変更又は指定の解除に際して、環境大臣に対し、意見を述べること。</p> <p>(四) 第三十六条第一項の規定により、汚染状況重点調査地域内の区域に係る除染実施計画を定めること。</p>
廃棄物 イクリサ 課	<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第八条第一項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置を許可すること。</p> <p>(二) 第九条の二の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者に対し、当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又はその使用の停止を命ずること。</p> <p>(三) 第九条の二の二の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を取り消すこと。</p> <p>(四) 第九条の二の四第五項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者の認定を取り消すこと。</p> <p>(五) 第十二条の七第三項の規定により、二以上の事業者による</p>

<p>(六) 産業廃棄物の処理に係る特例の認定をすること。</p> <p>(七) 第十二条の七第十項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を取り消すこと。</p> <p>(八) 第十四条第六項の規定により、産業廃棄物処分業を許可すること(当該許可が同条第七項の許可の更新である場合を除く。)</p> <p>(九) 第十四条の三(第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定により、産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の全部又は一部の停止を命ずること。</p> <p>(十) 第十四条の三の二(第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定により、産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を取り消すこと。</p> <p>(十一) 第十四条の四第六項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業を許可すること(当該許可が同条第七項の許可の更新である場合を除く。)</p> <p>(十二) 第十五条第一項の規定により、産業廃棄物処理施設(排出事業者の自己処理施設を除く。以下この項において同じ。)の設置を許可すること。</p> <p>(十三) 第十五条の二の七の規定により、産業廃棄物処理施設(その処理施設が第十五条の二の五の規定に基づき一般廃棄物処理施設として設置されている場合における当該処理施設(排出事業者の自己処理施設を除く。)を含む。)の設置者に対し、当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又はその使用の停止を命ずること。</p> <p>(十四) 第十五条の三の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を取り消すこと。</p> <p>(十五) 第十五条の三の三第五項の規定により、産業廃棄物の熱回収施設の設置者の認定を取り消すこと。</p> <p>(十六) 第十九条の五(第十七条の二第三項及び第十九条の十第二項において準用する場合を含む。)の規定により、処分者等に対し、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(十七) 第十九条の六の規定により、排出事業者等に対し、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(十八) 第十九条の八第一項の規定により、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずること。</p> <p>(十九) 第十九条の八第二項から第四項まで及び第六項の規定により、生活環境保全上の支障の除去等の措置に要した費用の徴収等を行うこと。</p> <p>(二十) 第十九条の十一の規定により、土地の形質の変更をした者に対し、生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>二 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第八十六条(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定により、解体業者若しくは破砕業者の許可を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ず</p>

<p>三 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例(平成二十五年群馬県条例第四十七号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第七條第二項の規定により、汚染された土砂等による埋立て等を停止し、又は現状保全のために必要な措置を命ずること。</p> <p>(二) 第七條第三項の規定により、土砂等埋立等区域の周辺地域の住民に情報提供するとともに、汚染された土砂等による埋立て等を行つた者等に対し、埋立て等をされた土砂等を撤去し、又は土壌汚染を除去するために必要な措置を命ずること。</p> <p>(三) 第八條第一項の規定する特定事業の許可をすること。</p> <p>(四) 第八條第六項の規定により、同條第一項の許可に条件を付し、及びこれを變更すること。</p> <p>(五) 第二十條の規定により、特定事業の施行に關し必要な改善又は特定事業の停止を命ずること。</p> <p>(六) 第二十一條第一項の規定により、特定事業の許可等を取り消すこと。</p> <p>(七) 第二十二條の規定により、特定事業を行う者等に対し、災害の發生を防止するために必要な措置を命ずること。</p> <p>(八) 第二十五條第一項(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定する市町村の長との協議又は市町村の指定若しくは指定の解除をすること。</p>	<p>自然環境課</p> <p>一 群馬県自然環境保全条例(昭和四十八年群馬県条例第二十四号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第十一條第一項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定により、県自然環境保全基本方針を定めること(その變更を含む。)</p> <p>(二) 第十二條第一項の規定により、県自然環境保全地域を指定すること。</p> <p>(三) 第十二條第六項(同條第九項、第十三條第四項、第二十一條第三項及び第二十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会を開催すること。</p> <p>(四) 第十三條第一項の規定により、県自然環境保全地域に關する保全計画を決定すること。</p> <p>(五) 第十五條第一項の規定により、県自然環境保全地域内に特別地区を指定すること。</p> <p>(六) 第十六條第一項の規定により、特別地区内に野生動物植物保護地区を指定すること。</p> <p>(七) 第二十一條第一項の規定により、緑地環境保全地域を指定すること。</p> <p>(八) 第二十二條第一項の規定により、緑地環境保全地域に關する保全計画を決定すること。</p> <p>二 群馬県希少野生動物植物の種の保護に関する条例(平成二十六年群馬県条例第七十六号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第九條第一項の規定により、県内希少野生動物植物種の保護を図るための基本方針を定めること(その變更を含む。)</p>
---	--

<p>(一) 第十條第一項の規定により、特定県内希少野生動物植物種を指定すること。</p> <p>(二) 第十條第二項又は第十八條第六項の規定により、公聴会を開催すること。</p> <p>(三) 第十條第八項の規定により、特定県内希少野生動物植物種の指定を解除すること。</p> <p>(四) 第十八條第一項の規定により、生息地等保全地区を指定すること。</p> <p>(五) 第十八條第十項の規定により、生息地等保全地区の指定を解除すること。</p> <p>(六) 第二十三條第一項(同條第四項において準用する場合を含む。)の規定により、保護管理計画を定め、又は變更すること。</p> <p>三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第四條第一項の規定により、鳥獣保護管理事業計画を定めること。</p> <p>(二) 第七條第一項の規定により、第一種特定鳥獣保護計画を定めること。</p> <p>(三) 第五十二條第二項の規定により、狩猟免許の全部若しくは一部を取り消し、又はその効力を停止すること。</p> <p>四 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第九條第二項の規定により、国定公園に關する公園事業を決定すること。</p> <p>(二) 第十條第二項の規定により、国立公園に關する公園事業の一部の執行の協議を行うこと。</p> <p>(三) 第十六條第一項の規定により、国定公園に關する公園事業を執行すること。</p> <p>(四) 第十六條第二項及び第三項の規定により、国定公園に關する公園事業の一部の執行について同意し、又は認可すること。</p> <p>(五) 第十六條第四項において準用する第十四條第三項の規定により、国定公園事業の執行の認可を取り消すこと。</p> <p>(六) 第二十條第一項の規定により、国定公園区域内に特別地域を指定すること。</p> <p>(七) 第二十一條第一項の規定により、特別地域内に特別保護地区を指定すること。</p> <p>五 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第十一條第一項及び第二項の規定により、許可を取り消し、又は現状回復等を命ずること(都市計画課の所管に係るものを除く。)</p>	<p>別表第三第一号の表県土整備部の部監理課の項に次の一号を加える。</p> <p>二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十</p>
--	---

九号)に基づく次の事務
(一) 第十三条第一項の規定により、土地使用権等の取得についての裁定をすること。

(二) 第十九条第三項の規定により、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定をすること。

(三) 第三十二条第一項の規定により、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をすること。

(四) 第三十五条第一項(第三十七条第四項において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第八十四条第二項の規定により、工事の代行による損失の補償の裁定をすること。

(五) 第三十五条第一項(第三十七条第四項において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項の規定により、工事の代行のための担保を提供しなければならない旨の裁定をすること。

(六) 第三十五条第一項(第三十七条第四項において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第八十五条第二項の規定により、移転の代行による損失の補償の裁定をすること。

(七) 第三十七条第三項の規定により、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をすること。

別表第三第一号の表県土整備部の部契約検査課の項の次に次のように加える。

交通政策課	一 群馬へりポートの設置及び管理に関する条例(昭和六十三年群馬県条例第十四号)に基づく次の事務 (一) 第十五条の規定により、許可を取り消し、又は使用の停止その他の必要な措置を命ずること。
-------	---

別表第三第一号の表県土整備部の部交通政策課の項を削る。

別表第三第三号の表総務部の部消防保安課の項第一号(一)を削り、同号(二)とし、同部総務事務センターの項第八号(一)を削り、同号(二)を同号(一)とし、同表生活文化スポーツ部の部県民生活課の項に次の一号を加える。

二 群馬県男女共同参画推進条例に基づく次の事務

(一) 第七条の規定により、年次報告書を作成し、公表すること。

別表第三第三号の表生活文化スポーツ部の部人権男女・多文化共生課の項を削り、同表環境森林部の部中「環境森林部」を「森林環境部」に改め、同部環境エネルギー課の項から自然環境課の項までを削り、同部林政課の項に次の一号を加える。

三 森林経営管理法に基づく次の事務

(一) 第三十六条第一項及び第二項の規定により、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募及び公表をすること。

別表第三第三号の表環境森林部の部林業振興課の項第一号(一)中「環境森林事務所長」を「森林環境事務所長」に改め、同項第八号中(一)及び(二)を削り、(三)を(一)とし、(四)

を(二)とし、同部緑化推進課の項の次に次のように加える。

環境政策課	一 群馬県地球温暖化防止条例に基づく次の事務 (一) 第七条第三項の規定により、地球温暖化対策実行計画を公表すること。 (二) 第七条第四項の規定により、地球温暖化対策実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表すること。 (三) 第八条第二項において準用する第七条第三項の規定により、地球温暖化対策指針を公表すること。 (四) 第十三条の規定により、特定排出事業者等から提出された排出削減計画、計画期間中の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づく措置の実施の状況に係る報告の内容を公表すること。 (五) 第二十六条の規定により、事業者から提出された自動車環境計画及び自動車環境計画に基づく措置の実施の状況に係る報告の内容を公表すること。 (六) 第三十一条の規定により、事業者から提出された自動車通勤環境配慮計画及び自動車通勤環境配慮計画に基づく措置の実施の状況に係る報告の内容を公表すること。 (七) 第四十七条の規定により、事業者、県民等が群馬県地球温暖化防止条例に基づく地球温暖化対策を行う場合において、必要な指導及び助言を行うこと。 (八) 第四十八条の規定により、特定排出事業者、新車販売事業者、第二十二條、第二十三條第一項若しくは第二十八條第一項に規定する者若しくは特定電気機器等販売事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に、これらの者の事業所その他必要な場所に立ち入り、機械、設備、自動車、帳簿、書類その他の物件を調査させること。 (九) 第四十九条の規定により、同条各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告すること。 (十) 第五十条第一項の規定により、第四十九条の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合、その旨を公表すること。 (十一) 第五十条第二項の規定により、同条第一項の規定による公表の対象となる者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるための意見の聴取を行うこと。
環境保全課	一 ダイオキシシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)に基づく次の事務 (一) 第二十二條第一項の規定により、排出者に対し、特定施設の構造等の改善又は特定施設の使用の一時停止を命ずること。 (二) 第二十三条第四項の規定により、事故の状況の通報を受け、又は事故の拡大若しくは再発の防止のために必要な措置をとるべきことを命令した旨を環境大臣に報告すること。 (三) 第二十七条第一項の規定により、国の行政機関の長及び

- (四) 地方公共団体の長と協議すること。
 - (五) 第二十九条第三項の規定により、審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴くこと。
 - (六) 第二十九条第五項の規定により、市町村長による対策地域指定の要請を受けること。
 - (七) 第三十一条第三項の規定により、関係市町村長の意見を聴き、公聴会を開くこと。
 - (八) 第三十一条第四項の規定により、環境大臣に協議し、その同意を得ること。
 - (九) 第三十五条第三項の規定により、行政機関の長に対し、計画の変更又は廃止を命ずることに相当する鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)又はガス事業法の規定による措置をとるべきことを要請すること。
 - (十) 第三十五条第五項の規定により、行政機関の長に協議すること。
 - (十一) 第三十六条第二項の規定により、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設の状態等に関する資料の送付その他の協力を求め、又はダイオキシン類による環境の汚染の防止若しくは除去等に関し意見を述べることを命ずること。
- 二 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)に基づく次の事務(大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号)第十三条に掲げる市の長の処理に係るものを除く。)**
- (一) 第十四条第一項の規定により、ばい煙排出者に対し、その施設の構造等の改善又はその施設の使用の一時停止を命ずること。
 - (二) 第十七条の十一の規定により、揮発性有機化合物排出者に対し、その施設の構造等の改善又はその施設の使用の一時停止を命ずること。
 - (三) 第十八条の四の規定により、一般粉じん発生施設設置者に対し、その施設について第十八条の三の基準に従うべきことを命じ、又はその施設の使用の一時停止を命ずること。
 - (四) 第十八条の十一の規定により、特定粉じん排出者に対し、その施設の構造等の改善又はその施設の使用の一時停止を命ずること。
 - (五) 第十八条の十九の規定により、特定工事を施工する者に対し、特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきこと又はその作業の一時停止を命ずること。
 - (六) 第十八条の二十九第一項の規定により、水銀排出者に対し、その施設の構造等の改善又はその施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告すること。
 - (七) 第十八条の二十九第二項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
 - (八) 第二十三条第二項の規定により、ばい煙排出者に対し、

- (九) ばい煙量若しくはばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は県公安委員会に対し、道路交通法(昭和三十五年法律第五十号)の規定による措置をとるべきことを要請すること。
 - (十) 第二十七条第三項の規定により、行政機関の長に対し、計画の変更又は廃止を命ずることに相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置をとるべきことを要請すること。
 - (十一) 第二十七条第五項の規定により、行政機関の長に協議すること。
- 三 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)に基づく次の事務**
- (一) 第十八条第一項の規定により、特定特殊自動車の使用者に対し、技術基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずること。
 - (二) 第十八条第二項の規定により、同条第一項の規定による命令をした内容を主務大臣に報告すること。
- 四 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)に基づく次の事務(水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十八号)第十条に掲げる市の長の処理に係るものを除く。)**
- (一) 第十三条第一項の規定により、排出水を排出する者に対し、特定施設の構造等の改善又はその施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずること。
 - (二) 第十三条第三項の規定により、指定地域内事業場の設置者に対し、その事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずること。
 - (三) 第十三条の二第一項の規定により、有害物質使用特定事業場から特定地下浸透水を浸透する者に対し、特定施設の構造等の改善又はその施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずること。
 - (四) 第十三条の三第一項の規定により、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対し、その施設の構造等の改善又は使用の一時停止を命ずること。
 - (五) 第十三条の四の規定により、指定地域内事業場から排出水を排出する者以外の者であつて指定地域内において公共用水域に汚水、廃液その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出する者に対し、必要な指導、助言及び勧告をすること。
 - (六) 第十四条の三第一項及び第二項の規定により、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対し、地下水の水質の浄化のための措置をとること
 - (七) 第十四条の七第一項の規定により、生活排水対策重点地域を指定すること。
 - (八) 第十四条の七第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、関係市町村長から意見を聴くこと。

- (九) 第十四条の七第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、他の都府県知事に通知すること。
 - (十) 第十四条の七第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、生活排水対策重点地域の指定又は変更をした旨を公表し、生活排水対策推進市町村に通知すること。
 - (十一) 第十四条の八第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により、生活排水対策推進市町村に対し、生活排水対策の推進に関し助言をし、又は勧告をすること。
 - (十二) 第十六条の二の規定により、井戸の設置者に対し、地下水の水質の測定を協力を求めること。
 - (十三) 第十八条の規定により、公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるとして政令で定める場合に該当する事態を一般に周知させ、その事態が発生した区域に排出水を排出する者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。
 - (十四) 第二十三条第四項の規定により、国の行政機関の長に対し、鉱山保安法又は電気事業法の規定による措置を執るべきことを要請すること。
 - (十五) 第二十四条第二項の規定により、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関し意見を述べること。
- 五 土壌汚染対策法に基づく次の事務(土壌汚染対策法施行令第十条に規定する指定都市の長等の処理に係るものを除く。)**
- (一) 第四条第三項の規定により、土壌汚染状況調査の結果を報告すべきことを命ずること。
 - (二) 第五条第一項の規定により、土壌汚染状況調査の結果を報告すべきことを命ずること。
 - (三) 第五条第二項の規定により、調査等をすべき旨及び期限までに調査等を行わないときは、調査等を自ら行う旨を、あらかじめ、公告すること。
 - (四) 第六条第一項及び第二項の規定により、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として指定し、公示すること。
 - (五) 第六条第四項及び同条第五項において準用する同条第二項の規定により、要措置区域の全部又は一部について当該要措置区域の指定を解除し、公示すること。
 - (六) 第七条第一項の規定により、土地の所有者等又は土地の所有者等以外の者で、土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたものに対し、汚染除去等計画を提出すべきことを指示すること。
 - (七) 第七条第二項の規定により、指示を受けた者で、汚染除去等計画の提出をしないものに対し、汚染除去等計画を提

- (八) 出すべきことを命ずること。
- (九) 第七条第三項の規定により、変更後の汚染除去等計画を受け付けること。
- (十) 第七条第四項の規定により、技術的基準に適合していない実施措置が記載された汚染除去等計画の提出をした者に対し、汚染除去等計画の変更を命ずること。
- (十一) 第七条第五項の規定により、同条第四項に規定する期間を短縮し、短縮後の期間を通知すること。
- (十二) 第七条第八項の規定により、汚染除去等計画に従つて実施措置を講じていない者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずること。
- (十三) 第七条第九項の規定により、汚染除去等計画に記載された実施措置を講じた旨の報告を受け付けること。
- (十四) 第七条第十項の規定により、汚染除去等計画を作成し、これを知事に提出した上で、当該汚染除去等計画に従つて実施措置を講ずべき旨及び期限までに当該実施措置を講じないときは、汚染の除去等の措置を自ら行う旨を、あらかじめ、公告すること。
- (十五) 第十一条第一項及び同条第三項において準用する第六条第二項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域として指定し、公示すること。
- (十六) 第十一条第二項及び同条第三項において準用する第六条第二項の規定により、形質変更時要届出区域の全部又は一部について区域の指定を解除し、公示すること。
- (十七) 第十四条第三項の規定により、同条第一項の申請に係る調査が公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めること。
- (十八) 第十五条第一項の規定により、要措置区域の台帳、形質変更時要届出区域の台帳、指定が解除された要措置区域の台帳及び指定が解除された形質変更時要届出区域の台帳を調製し、保管すること。
- (十九) 第二十二条第一項の規定により、汚染土壌処理業の許可をする場合(当該許可が、同条第四項の許可の更新である場合に限り。)
- (二十) 第二十三条第一項の規定により、汚染土壌処理業の変更の許可をすること。
- (二十一) 第二十四条の規定により、汚染土壌処理業者に対し、汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (二十二) 第二十七条第二項の規定により、汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (二十三) 第二十七条の二第一項の規定により、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受を承認すること。
- (二十四) 第二十七条の三第一項の規定により、汚染土壌処理業者の合併又は分割を承認すること。

- (四) 第二十七条の四第一項の規定により、相続人が汚染土壌処理業を引き継ぎ行うことを承認すること。
- (五) 第三十二条第一項の規定する指定調査機関の指定の更新をすること。
- (六) 第三十五条の規定による指定調査機関の名称等の変更の届出を受け付けること。
- (七) 第三十六条第三項の規定により、指定調査機関に対し土壌汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずること。
- (八) 第三十七条第一項の規定による業務規程の届出及び変更の届出を受け付けること。
- (九) 第三十九条の規定により、指定調査機関に対し指定の基準に適合するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (十) 第四十条の規定による指定調査機関の業務の廃止の届出を受け付けること。
- (十一) 第四十三条の規定により、指定調査機関の指定、指定の失効若しくは取消し又は変更若しくは廃止の届出について公示すること。
- (十二) 第五十四条第五項の規定により、指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- (十三) 第五十五条の規定により、あらかじめ、公共の用に供する施設の管理を行う者に協議すること。
- (十四) 第五十六条第二項の規定により、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関し意見を述べること。
- 六 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)に基づく次の事務
 - (一) 第二十五条第五号の規定により、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土地の土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められる土地の指定をすること。
 - 七 汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年環境省令第十号)に基づく次の事務
 - (一) 第十七条第二項の規定により、汚染土壌処理業の許可証の書換え又は再交付を行うこと。
 - (二) 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)に基づく次の事務
 - (一) 第三条第二項の規定により、関係町村長から意見を聴くこと。
 - (二) 第十八条第一項の規定により、自動車騒音の状況を常時監視すること。
 - (三) 第二十二条の規定により、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、資料の送付その他の協力を求め、

- 九 又は騒音の防止に関し意見を述べること。
- 十 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)に基づく次の事務
 - (一) 第五条の規定により、規制地域を管轄する町村長の意見を聴くこと。
 - (二) 第二十条の規定により、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、資料の送付その他の協力を求め、又は振動の防止に関し意見を述べること。
- 十一 群馬県的生活環境を保全する条例に基づく次の事務
 - (一) 第二十三条第一項の規定により、ばい煙排出者に対し、ばい煙特定施設の構造等の改善又はその施設の使用の一時停止を命ずること。
 - (二) 第二十九条の規定により、粉じん特定施設を設置している者に対し、その施設の使用の一時停止を命ずること。
 - (三) 第四十条の規定により、特定排水を排出する者に対し、水質特定施設の構造等の改善又はその施設の使用若しくは特定排水の排出の一時停止を命ずること。
 - (四) 第四十条の二第一項の規定により、施設の構造若しくは使用の方法又は特定排水の処理の方法の改善をするための措置をとることを勧告すること。
 - (五) 第四十条の二第二項の規定により、勧告に従うことを命じ、又は特定排水の排出の一時停止を命ずること。
 - (六) 第四十一条第一項の規定により、水質有害物質使用事業場から水を排出する者に対し、水質特定施設の構造等の改善又はその施設の使用若しくは水質特定地下水浸透水の浸透の一時停止を命ずること。
 - (七) 第四十一条の二第一項の規定により、水質有害物質使用特定施設を設置している者に対し、施設の構造等の改善又は施設の使用の一時停止を命ずること。
 - (八) 第四十四条第一項又は第二項の規定により、水質特定事業場の設置者又は設置者であった者に対し、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずること。
 - (九) 第五十二条第二項又は第六十一条第二項の規定により、関係市町村長の意見を聴くこと。
 - (十) 第九十一条第五項の規定により、同条第四項の規定による勧告に従うべきことを命ずること。
 - (十一) 第二百二十四条の規定により、群馬県環境審議会の意見を聴くこと。
 - (十二) 第二百二十七条第二項の規定により、措置の概要を当該市町村長に通知すること。
 - 十二 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)に基づく次の事務
 - (一) 第十七条の規定により、第一種特定製品の管理者に対

- (一) し、第一種特定製品の使用等に関し必要な指導及び助言をすること。
- (二) 第十八条第一項の規定により、第一種特定製品の管理者に対し、管理第一種特定製品の使用等に関し必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
- (三) 第十八条第二項の規定により、勧告を受けた第一種特定製品の管理者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること。
- (四) 第十八条第三項の規定により、第一種特定製品の管理者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (五) 第二十条第五項の規定により、環境大臣及び経済産業大臣から通知のあつた事項を公表すること。
- (六) 第二十七条第二項(第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による第一種フロン類充填回収業者の登録の申請を受け付けること。
- (七) 第二十八条第一項及び第二項(第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、第一種フロン類充填回収業者登録簿に登録し、その旨を申請者に通知すること。
- (八) 第二十九条第二項(第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、第一種フロン類充填回収業者の登録を拒否した旨を申請者に通知すること。
- (九) 第三十一条第一項の規定による変更の届出を受け付けること並びに同条第二項において準用する第二十八条第一項及び第二項の規定により、第一種フロン類充填回収業者登録簿に登録し、その旨を通知すること。
- (十) 第三十二条の規定により、第一種フロン類充填回収業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
- (十一) 第三十三条第一項の規定による第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出を受け付けること。
- (十二) 第三十四条の規定により、第一種フロン類充填回収業者の登録を抹消すること。
- (十三) 第三十五条第一項の規定により、第一種フロン類充填回収業者の登録を取り消し、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること及び同条第二項において準用する第二十九条第二項の規定により、その旨を通知すること。
- (十四) 第四十七条第四項の規定により、第一種フロン類充填回収業者から報告された事項を主務大臣に通知すること。
- (十五) 第四十八条の規定により、第一種特定製品整備者、第一種フロン類充填回収業者、特定解体工事元請業者又は第一種特定製品廃棄等実施者、特定製品整備者、第一種フロン類充填回収業者に対し、フロン類の充填の委託、回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明の実施に關し必要な指導及び助言をすること。
- (十六) 第四十九条第一項から第六項までの規定により、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。
- (十七) 第四十九条第七項の規定により、第一種特定製品整備

- (十八) 第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (十九) 第九十一条の規定により、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、情報処理センター、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者に対し、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の実施の状況等に関し報告を求めること。
- (二十) 第九十二条第一項の規定により、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者の事務所若しくは事業所、第一種特定製品を設置する場所又はフロン類の充填、回収若しくは再生の業務を行う場所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- (二十一) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成二十六年経済産業省・環境省令第七号)に基づく次の事務
- (二十二) 第四十九条第一号に規定する第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者の認定をすること。
- (二十三) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく次の事務
- (二十四) 第三十四条第一項の規定により、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすること。
- (二十五) 第三十四条第三項の規定により、職員に、土地等に立ち入り、土壤等につき調査測定をさせ、又は土壤等を無償で除去させること。
- (二十六) 第三十四条第四項の規定により、土地又は工作物の所有者等に通知し、意見を述べる機会を与えること。
- (二十七) 第三十六条第四項の規定により、協議会又は除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議すること。
- (二十八) 第三十六条第五項の規定により、除染実施計画を公告するとともに、関係市町村長に通知すること。
- (二十九) 第三十七条第一項の規定により、除染実施計画を変更すること。
- (三十) 第三十八条第八項の規定により、除染実施者に対し、除染実施計画の進捗状況について報告を求めること。
- (三十一) 第三十九条第三項又は第四項の規定による除去土壤等を保管した土地の所在地及び保管の状態等の届出又は変更の届出を受け付けること。
- (三十二) 第三十九条第六項の規定により、除去土壤等の保管に關する台帳を閲覧に供すること。

廃棄物 ・リサ ・クル ・イ ・課	<p>(一) 第四十九条第五項の規定により、除染実施区域に係る除染等の措置等を行った者等に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めること。</p> <p>(二) 第五十一条第三項の規定により、土壌等の除染等の措置の方法の変更、適正な土壌等の除染等の措置等を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(三) 第五十一条第四項の規定により、除去土壌の収集、運搬、保管又は処分の方法の変更、除去土壌の適正な処理のための措置等を講ずべきことを命ずること。</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく次の事務</p> <p>(一) 第八条の五第四項(第十五条の二の四第一項において準用する場合を含む。)(第十五条の二の四第一項において準用する場合又は特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額を算定し、通知すること。</p> <p>(二) 第九条第一項の規定により、一般廃棄物処理施設の構造又は規模の変更を許可すること。</p> <p>(三) 第九条第六項(第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。)(第十五条の二の六第三項において準用する又は産業廃棄物処理施設設置者の欠格要件に係る届出を受け付けること。</p> <p>(四) 第九条の二の四第一項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者の認定をすること。</p> <p>(五) 第九条の五第一項(第十五条の四において準用する場合を含む。)(第十五条の四において準用する場合又は産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けを許可すること。</p> <p>(六) 第九条の六第一項(第十五条の四において準用する場合を含む。)(第十五条の四において準用する場合又は産業廃棄物の許可施設設置者である法人の合併又は分割について認可すること。</p> <p>(七) 第十二条第十一項の規定により、同条第九項の計画及び同条第十項の実施の状況について公表すること。</p> <p>(八) 第十二条の二第十二項の規定により、同条第十項の計画及び同条第十一項の実施の状況について公表すること。</p> <p>(九) 第十二条の五第八項の規定により、情報処理センターの報告を受けすること。</p> <p>(十) 第十二条の六第一項の規定により、第十二条の三第一項に規定する事業者等に対し、産業廃棄物の適正な処理に関する必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。</p> <p>(十一) 第十二条の六第二項の規定により、同条第一項に規定する勧告を受けた事業者等がその勧告に従わない旨を公表すること。</p> <p>(十二) 第十二条の六第三項の規定により、同条第一項に規定する勧告を受けた事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(十三) 第十二条の七第八項において準用する同条第三項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特別の変更の認定をすること。</p>
-------------------------------	---

<p>(十四) 第十四条第六項の規定により、産業廃棄物処分量を許可すること(当該許可が同条第七項の許可の更新である場合に限る。)</p> <p>(十五) 第十四条の二第二項の規定により、産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更を許可すること。</p> <p>(十六) 第十四条の二第三項において準用する第七条の二第四項の規定により、産業廃棄物処理業者の欠格要件に係る届出を受け付けること。</p> <p>(十七) 第十四条の三(第十四条の六において準用する場合を含む。)(第十四条の三)の規定により、産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の全部又は一部の停止を命ずること。</p> <p>(十八) 第十四条の三の二(第十四条の六において準用する場合を含む。)(第十四条の三)の規定により、産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消すこと。</p> <p>(十九) 第十四条の四第六項の規定により、特別管理産業廃棄物処分量を許可すること(当該許可が同条第七項の許可の更新である場合に限る。)</p> <p>(二十) 第十四条の五第一項の規定により、特別管理産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更を許可すること。</p> <p>(二十一) 第十四条の五第三項において準用する第七条の二第四項の規定による特別管理産業廃棄物処理業者の欠格要件に係る届出を受け付けること。</p> <p>(二十二) 第十五条第一項の規定により、産業廃棄物処理施設(排出事業者の自己処理施設に限る。)(第十五条の二の七)の設置を許可すること。</p> <p>(二十三) 第十五条の二の七の規定により、産業廃棄物処理施設(排出事業者の自己処理施設に限る。)(第十五条の二の七)の設置を許可すること。</p> <p>(二十四) 第十五条の二の七の規定により、産業廃棄物処理施設(排出事業者の自己処理施設に限る。)(第十五条の二の七)の設置を許可すること。</p> <p>(二十五) 第十五条の二の七の規定により、産業廃棄物処理施設(排出事業者の自己処理施設に限る。)(第十五条の二の七)の設置を許可すること。</p> <p>(二十六) 第十五条の三の三第一項の規定により、産業廃棄物の熱回収施設の設置者の認定をすること。</p> <p>(二十七) 第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を指定すること。</p> <p>(二十八) 第十五条の十七第四項の規定により、指定区域の指定を</p>
--

- (甲) 解除すること。
- (乙) 第十五条の十八第一項の規定により、指定区域の台帳を調製し、保管すること。
- (丙) 第十五条の十九第一項から第三項までの規定により、土地の形質の変更の届出を受け付けること。
- (丁) 第十五条の十九第四項の規定により、土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずること。
- (戊) 第十九条の九の規定により、適正処理推進センターに対し、生活環境保全上の支障の除去等の措置の実施に協力することを求めること。
- (己) 第二十条の二第一項の規定により、廃棄物再生事業者を登録すること。
- (庚) 第二十三条の三の規定により、警察本部長の意見を聴くこと。
- (辛) 第二十三条の四の規定により、産業廃棄物収集運搬業者等に関して警察本部長が述べる意見を受けること。
- (壬) 第二十三条の五の規定により、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めること。
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)に基づく次の事務
 - (一) 第六条の十一第二号の規定により、産業廃棄物処分業者が環境省令で定める基準に適合していることの確認をすること。
 - (二) 第六条の十四第二号の規定により、特別管理産業廃棄物処分業者が環境省令で定める基準に適合していることの確認をすること。
 - (三) 第二十二条の規定により、登録廃棄物再生事業者の登録を取り消すこと。
- 三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づく次の事務
 - (一) 第四条の十七の規定により、特定一般廃棄物最終処分場に関する報告書を受け付けること。
 - (二) 第九条第二号及び第十条の三第二号の規定により、再生利用されることが確実と認められる産業廃棄物のみを収集、運搬又は処分を業として行う者を指定すること。
 - (三) 第十条の十の二の規定により、産業廃棄物処理業許可証(産業廃棄物処分業許可証に限る。)の書換え交付を行うこと。
 - (四) 第十条の二十三の二の規定により、特別管理産業廃棄物処理業許可証(特別管理産業廃棄物処分業許可証に限る。)の書換え交付を行うこと。
 - (五) 第十二条の七の十五の規定により、特定産業廃棄物最終処分場に関する報告書を受け付けること。
 - (六) 第十二条の七の十七第四項の規定により、受理書を受け付けること。
- 四 群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年群馬規則第四十一号)に基づく次の事務
 - (一) 第四条及び第五条の規定により、一般廃棄物処理施設設

- (一) 置・変更許可証の書換え交付又は再交付を行うこと。
- (二) 第五条の二の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者認定証の再交付を行うこと。
- (三) 第五条の三及び第五条の四の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の書換え交付又は再交付を行うこと。
- (四) 第十条の規定により、産業廃棄物処理業許可証(産業廃棄物処分業許可証に限る。)の再交付を行うこと。
- (五) 第十一条の規定により、特別管理産業廃棄物処理業許可証(特別管理産業廃棄物処分業許可証に限る。)の再交付を行うこと。
- (六) 第十二条第二項の規定により、再生利用個別指定業の変更の指定を行うこと。
- (七) 第十三条第二項及び第十四条の規定により、再生利用個別指定業指定証の書換え交付又は再交付を行うこと。
- (八) 第十五条及び第十六条の規定により、産業廃棄物処理施設設置・変更許可証の書換え交付又は再交付を行うこと。
- (九) 第十六条の二の規定により、産業廃棄物の熱回収施設の設置者認定証の再交付を行うこと。
- (十) 第十七条第二項の規定により、市町村長に通知すること。
- (十一) 第十八条の規定により、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書の再交付を行うこと。
- (十二) 第十九条第四項の規定により、産業廃棄物又は特別管理(県内に本店を有しない産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者の運搬実績報告書に限る。)を受け付けること。
- (十三) 第二十条及び第二十一条の規定により、廃棄物再生事業者登録証明書(昭和五十八年法律第四十三号)に基づく次の事務
 - (一) 第五十七条第一項の規定により、水質に関する検査の業務を行う者を指定すること。
 - (二) 群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年群馬県条例第十七号)に基づく次の事務
 - (一) 第十三条の規定により、浄化槽保守点検業者の登録を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 七 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)に基づく次の事務
 - (一) 第七條第一項の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定めること。
 - (二) 第九條の規定により、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表すること。
 - (三) 第十五條において準用する第九條の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を

- (四) 第十九条において読み替えて準用する第九条の規定により、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みを公表すること。
- 八 群馬県の生活環境を保全する条例に基づく次の事務(廃棄物・リサイクル課の所管に係るものに限る。)
 - (一) 第九十一条第五項の規定により、同条第四項の規定による勧告に従うべきことを命ずること。
 - (二) 第九十一条第五項の規定により、同条第四項の規定による勧告に従うべきことを命ずること。
- 九 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく次の事務
 - (一) 第十九条の規定により、解体業者又は破砕業者に対し、引取り等に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすること。
 - (二) 第二十條第一項の規定により、解体業者又は破砕業者に対し、引取り等に必要な行為をすべき旨の勧告をすること。
 - (三) 第二十條第三項の規定により、同条第一項の勧告を受けた解体業者又は破砕業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
 - (四) 第六十條第一項及び第二項の規定により、解体業の許可及び更新をすること。
 - (五) 第六十二條第二項の規定により、解体業許可申請者に対し、不許可の処分をした旨の通知をすること。
 - (六) 第六十三條第一項の規定により、解体業者からの変更の届出を受け付けること。
 - (七) 第六十四條の規定により、解体業者からの廃棄等の届出を受け付けること。
 - (八) 第六十七條第一項及び第二項の規定により、破砕業の許可及び更新をすること。
 - (九) 第六十九條第二項の規定により、破砕業許可申請者に対し、不許可の処分をした旨の通知をすること。
 - (十) 第七十條第一項の規定により、破砕業者の事業の範囲の変更の許可をすること。
 - (十一) 第七十條第二項において準用する第六十九條第二項の規定により、事業の範囲を変更しようとする破砕業者に対し、不許可の処分をした旨の通知をすること。
 - (十二) 第七十一條第一項の規定により、破砕業者からの変更の届出を受け付けること。
 - (十三) 第七十二條において準用する第六十四條の規定により、破砕業者からの廃棄等の届出を受け付けること。
 - (十四) 第七十五條の規定により、警察本部長の意見を聴くこと。
 - (十五) 第七十六條の規定により、警察本部長が述べる意見を受けること。
 - (十六) 第七十七條の規定により、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めること。
 - (十七) 第七十八條第二項の規定により、情報管理センターに対し、報告をさせること。
 - (十八) 解体業の許可証の再交付を行うこと。

- (十九) 破砕業の許可証の再交付を行うこと。
- 十 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく次の事務
 - (一) 第五十一条第五項の規定により、土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(特定廃棄物を除く。)の適正な保管のための措置等を講ずべきことを命ずること。
- 十一 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例に基づく次の事務
 - (一) 第九條第二項の規定により、施工計画が技術上の基準に適合していることについて、専門知識を有する者の意見を聴くこと。
 - (二) 第十條第一項に規定する特定事業の変更の許可をすること。
 - (三) 第十條第三項の規定による特定事業の軽微な変更に係る届出を受け付けること。
 - (四) 第十一條第一項の規定による土砂等の搬入の事前届出を受け付けること。
 - (五) 第十一條第三項の規定により、同条第一項の規定による届出に係る土砂等の搬入に関し必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずること。
 - (六) 第十二條第一項の規定による特定事業の完了等に係る届出を受け付けること。
 - (七) 第十二條第二項の規定により、特定事業が施工計画及び特定事業区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害発生の防止に関する計画に適合しているかについての確認を行うこと。
 - (八) 第十二條第三項の規定により、同条第二項の確認の結果を通知すること。
 - (九) 第十三條第二項の規定による特定事業の許可等を受けた者の地位を承継した旨の届出を受け付けること。
 - (十) 第十六條第二項の規定による特定事業区域に搬入された土砂等の数量その他の事項についての定期報告を受けること。
 - (十一) 第十七條第一項又は第二項の規定による特定事業に係る土壌検査の結果等の報告を受けること。
 - (十二) 第二十三條の規定により、土砂等による埋立て等に係る者に對し、必要な協力を要請すること。
 - (十三) 第二十四條第一項の規定により、土砂等による埋立て等に係る者に對し、土砂等の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めること。
 - (十四) 第二十四條第二項の規定により、職員に立入検査等を行わせること。
 - (十五) 第二十六條の規定により、関係行政機関に照会し、又は協力を求めること。
 - (十六) 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成二十五年群馬県規則第五十七号)に基づく次の事務
 - (一) 第四條第一項第九号に規定する地方公共団体に準ずる者

自然環境課	<p>十三の認定をすること。 十三 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)に基づく次の事務 (一) 第九条第一項の規定により、県分別収集促進計画を定めること。</p>
<p>一 群馬県希少野生動物植物の種の保護に関する条例に基づく次の事務 (一) 第十四条第一項に規定する捕獲等の許可をすること。 (二) 第十五条第一項の規定により、第十四条第一項の許可を受けた者に対し、必要な措置を執るよう命ずること。 (三) 第十五条第二項の規定により、第十四条第一項の許可を取り消すこと。 (四) 第十六条第一項の規定により、第十四条第一項の許可を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は職員に、立入検査等を行わせること。 (五) 第十九条第一項の規定により、実地調査のため職員に、他人の土地へ立ち入らせること。 (六) 第二十四条第二項に規定する保護管理事業の確認又は同条第三項に規定する保護管理事業の認定をすること。 (七) 第二十四条第八項の規定により、同条第三項の認定を受けた者に対し、必要な報告を求めること。 (八) 第二十五条第二項の規定により、第二十四条第二項の確認又は同条第三項の規定により、第二十四条第三項の確認を取り消すこと。 (九) 第二十五条第三項の規定により、第二十四条第三項の確認を取り消すこと。 (十) 第三十二条第二項又は第三項の規定による国等からの協議を受け入れ、又は通知を受け付けること(森林環境事務所長及び森林事務所長委任に係るものを除く)。 二 群馬県希少野生動物植物の種の保護に関する条例施行規則 (平成二十七年群馬県規則第五号)に基づく次の事務 (一) 別表第一第二号又は第四号に規定する届出又は通知を受け付けること。 (二) 別表第三第一号イからハまで又は二(8)に規定する通知を受け付けること。 三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく次の事務 (一) 第九條第一項の規定により、学術研究等のための鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等(森林環境事務所長専決及び森林事務所長専決に係るもの(以下この号において「所長専決」という。)を除く。)を許可すること。 (二) 第十條第一項、第十五條第十項及び第二十四條第九項の規定により、違反行為に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずること。 (三) 第七條第五項(第十二條第六項において準用する場合を含む。)の規定により、利害関係人の意見を聴取すること。 (四) 第十條第二項(第十五條第十一項において準用する場合</p>	

<p>を含む。)の規定により、鳥獣捕獲等許可を取り消すこと。 (五) 第十二條第二項の規定により、鳥獣の捕獲を禁止し、又は制限すること。 (六) 第十二條第三項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限をすること。 (七) 第十五條第一項の規定により、指定猟法禁止区域を指定すること。 (八) 第十八條の二に規定する第十八條の五第一項に定める基準に適合する鳥獣捕獲等事業者の認定をすること。 (九) 第十八條の六第二項の規定により、認定鳥獣捕獲等事業者に対し、認定基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずること。 (十) 第十八條の七第一項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に係る事項の変更の認定をすること。 (十一) 第十八條の八第二項に規定する認定鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新を行うこと。 (十二) 第十八條の十第二項の規定により、第十八條の二の認定の全部又は一部を取り消すこと。 (十三) 第二十四條第十項の規定により、販売許可を取り消すこと。 (十四) 第二十八條第一項の規定により、鳥獣保護区を指定すること。 (十五) 第二十八條第六項(第二十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会の開催その他の必要な措置を講ずること。 (十六) 第二十八條第七項の規定により、鳥獣保護区を更新すること。 (十七) 第二十八條第八項の規定により、鳥獣保護区の指定を解除すること。 (十八) 第二十九條第一項の規定により、特別保護地区を指定すること。 (十九) 第二十九條第三項の規定により、特別保護地区の指定を解除すること。 (二十) 第二十九條第七項の規定により、特別保護地区内における行為の許可及び鳥獣の保護に支障がないと認められる行為の指定をすること。 (二十一) 第三十條第一項の規定により、特別保護地区内において第二十九條第七項各号に掲げる行為をしていない者に対し、その行為の実施方法について指示をすること。 (二十二) 第三十條第二項の規定により、第二十九條第七項の規定に違反した者等に対し、違反行為の中止又は原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずること。 (二十三) 第三十條第三項の規定により、原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせること。 (二十四) 第三十四條第一項の規定により、休猟区を指定するこ</p>

- (四) 第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域を指定すること。
- (五) 第三十五条第十一項の規定により、同条第三項の規定に違反した者等に対し、承認対象捕獲等をする場所の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (六) 第三十八条の二第一項に規定する住居集合地域等における麻酔銃猟の許可をすること。
- (七) 第三十八条の二第六項の規定により、麻酔銃猟許可証を交付すること。
- (八) 第三十八条の二第七項に規定する麻酔銃猟許可証の再交付をすること。
- (九) 第三十八条の二第十項の規定により、同条第一項又は第五項の規定に違反した者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (十) 第三十八条の二第十一項の規定により、住居集合地域等における麻酔銃猟の許可を取り消すこと。
- (十一) 第四十一条の規定により、狩猟免許試験(森林環境事務所長委任及び森林事務所長委任(以下この号において「所長委任」という。)に係るものを除く。)を行うこと。
- (十二) 第四十九条の規定により、狩猟免許試験(所長委任に係るものを除く。)の一部を免除すること。
- (十三) 第五十条第一項の規定により、不正の手段により狩猟免許試験(所長委任に係るものを除く。)を受け、又は受けようとした者に対し、受験を停止し、又は合格の決定を取り消すこと。
- (十四) 第五十条第三項の規定により、違反者に対し、狩猟免許試験(所長委任に係るものを除く。)の受験を禁止すること。
- (十五) 第五十二条第一項の規定により、狩猟免許を取り消すこと。
- (十六) 第五十五条第一項に規定する狩猟者の登録(所長専決に係るものを除く。)を拒否すること。
- (十七) 第五十八条の規定により、狩猟者登録(所長専決に係るものを除く。)を拒否すること。
- (十八) 第五十九条の規定により、狩猟者登録数を制限すること。
- (十九) 第六十条の規定により、狩猟者登録証及び狩猟者記章(所長専決に係るものを除く。)を交付すること。
- (二十) 第六十一条第一項に規定する変更登録(所長専決に係るものを除く。)を行うこと。
- (二十一) 第六十一条第五項に規定する狩猟者登録証又は狩猟者記章(所長委任に係るものを除く。)の再交付をすること。
- (二十二) 第六十三条の規定により、狩猟者登録(所長専決に係るものを除く。)を抹消すること。
- (二十三) 第六十四条の規定により、狩猟者登録を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (二十四) 第六十八条第一項の規定により、猟区の設定を認可すること。

- (二十五) 第七十一条第一項の規定により、猟区管理規程の変更を認可すること。
- (二十六) 第七十一条第二項の規定により、猟区管理規程の変更の届出を受け付けること。
- (二十七) 第七十二条第一項の規定により、猟区の認可を取り消すこと。
- (二十八) 第七十三条第二項において準用する同条第一項の規定により、猟区の管理を委託すること。
- (二十九) 第七十五条第一項の規定により、鳥獣捕獲等許可を受けた者等に対し、行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めること。
- (三十) 第七十五条第五項に規定する同条第二項から第四項までの規定による立入検査等をする職員を身分を示す証明書を交付すること。
- (三十一) 第七十六条の規定により、司法警察員の職務を行う職員の指名について前橋地方検察庁の検事正と協議すること。
- (三十二) 第七十九条第二項の規定により、市町村に対し、必要な指示をすること。
- (三十三) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百九十一号)に基づく次の事務
 - (一) 第二条の規定により、特別保護指定区域を指定すること。
- (三十四) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)に基づく次の事務
 - (一) 第二十六条第二項の規定により、鳥獣捕獲等許可証又は狩猟者登録証(自然環境課長が交付したものに限り)を交付している旨を証する書面を交付すること。
- (三十五) 自然公園法に基づく次の事務
 - (一) 第十六条第四項において準用する第十条第六項及び第九項の規定により、国定公園事業に係る事項の変更について同意し、若しくは認可し、又は軽微な変更の届出を受け付けること。
 - (二) 第十六条第四項において準用する第十二条第一項及び第二項の規定により、国定公園事業者の地位の承継について同意し、又は承認すること。
 - (三) 第十六条第四項において準用する第十三条の規定により、国定公園事業の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出を受け付けること。
 - (四) 第十六条第四項において準用する第十四条第二項の規定により、国定公園事業の同意又は認可が失効した旨の届出を受け付けること。
 - (五) 第十六条第四項において準用する第十五条第一項及び第二項の規定により、原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じ、又は自ら行い、若しくは委任した者に行わせること。
 - (六) 第二十条第三項の規定により、国定公園特別地域内における行為を許可すること。

- (七) 第二十条第五項の規定により、環境大臣に協議し、その同意を得ること。
 - (八) 第二十一条第三項の規定により、国定公園特別保護地区内における行為を許可すること。
 - (九) 第二十一条第五項の規定により、環境大臣に協議し、その同意を得ること。
 - (十) 第二十一条第六項及び第七項の規定により、国定公園の特別保護地区内における行為の届出を受け付けること。
 - (十一) 第六十二条第一項の規定により、国定公園の指定等に係る申出等に関し、職員に他人の土地に立ち入らせ、標識の設置等をさせること。
 - (十二) 第六十七条第四項の規定により、国定公園に関する公園事業の執行の協議を受けること。
 - (十三) 第六十八条第一項の規定により、国定公園内における行為の協議を受けること。
 - (十四) 第六十八条第二項の規定により、環境大臣に協議し、その同意を得ること。
 - (十五) 第六十八条第三項及び第四項の規定により、通知を受け、又は協議を求めること。
- 七 群馬県立公園条例(昭和三十三年群馬県条例第二十三号)に基づく次の事務**
- (一) 第四条第一項並びに第六条第二号及び第五号の規定により、都市公園内における行為を許可すること。(都市計画課の所管に係るものを除く。)(二)において同じ。)
 - (二) 第四条第三項(第十一条第三項において準用する場合を含む。)(四)の規定により、都市公園又は県有公園における行為の許可を受けた事項の変更を許可すること。
 - (三) 第十一条第一項及び第二項ただし書の規定により、県有公園内における行為を許可すること。
 - (四) 第十二条第一項の規定により、県有公園内における公園施設の設置若しくは管理又は設置等許可事項の変更を許可すること。
 - (五) 第十二条第三項の規定により、県有公園内における公園施設の設置又は管理の期間を更新すること。
 - (六) 第十三条第一項の規定により、県有公園の占用及び占用許可事項の変更を許可すること。
 - (七) 第十三条第三項の規定により、県有公園の占用期間を更新すること。
 - (八) 第十五条の規定により、許可の取消し等を行うこと。
 - (九) 第十九条の規定により、県立公園の使用料の全部若しくは一部を免除し、又は還付すること。(都市計画課の所管に係るものを除く。)
 - (十) 別表第二第一号の表、第三号の表及び第四号の表の規定により、使用料を定めること。(都市計画課の所管に係るものを除く。)
- 八 都市公園法に基づく次の事務(都市計画課の所管に係るものを除く。)**
- (一) 第五条第二項及び第三項の規定により、都市公園内にお

- ける公園施設の設置等の許可若しくは設置等許可事項の変更又は期間の更新を許可すること。
 - (二) 第六条第一項、第三項及び第四項の規定により、都市公園の占用若しくは占用許可事項の変更又は期間の更新を許可すること。
- 九 小型船舶の船籍及び積量の測度に関する政令(昭和二十八年政令第二百五十九号)に基づく次の事務**
- (一) 第二条第一項、第四条第二項、第五条第四項(第六条第二項において準用する場合を含む。)(七)及び第七條の規定により、船籍票を交付し、又は再交付すること。
 - (二) 第二条第二項及び第三項(第三条第二項において準用する場合を含む。)(五)の規定により、船舶の検査を行うこと。
 - (三) 第七條の二第五項の規定により、船籍票の検認を行うこと。
 - (四) 第八条の四の規定により、臨時航行を許可すること。
- 別表第三第三号の表県土整備部の部監理課の項第二号(中「認定道路内の国有財産の無償貸付又は譲与を受ける」を「国有財産を道路管理者に無償で貸し付け、又は譲与する」に改め、同項第三号(中「公共下水道等の用に供されている国有財産の無償貸付又は譲与を受ける」を「国有地を公共下水道管理者等に無償で貸し付け、又は譲与する」に改め、同項第四号(二)及び(三)を削り、同号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。
- 四 国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)に基づく次の事務**
 - (一) 第六条第二項第一号の規定により、同号チ及びブルの国有財産の管理(用途の廃止に限る。)(及び処分(他課の所管に係るものを除く。))をすること。
 - 五 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)に基づく次の事務**
 - (一) 第三十七條第二項の規定により、損失の補償について裁定をすること。
 - 六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく次の事務**
 - (一) 第六条ただし書の規定により、特定所有者不明土地等への立入りについて許可すること。
 - (二) 第七条第一項又は第三項の規定により、障害物の伐採等について許可すること。
 - (三) 第十一条第一項(第十九条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により、裁定申請に係る事業が第十一条第一項各号に掲げる要件のいずれにも該当するかどうかを確認すること。
 - (四) 第十一条第二項(第十九条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により、関係市町村長の意見を聴くこと。
 - (五) 第十一条第三項(第十九条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により、関係のある行政機関の長の意見を求めること。
 - (六) 第十一条第四項(第十九条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により、裁定申請があつた旨等を公告し、裁定申請書を公衆の縦覧に供すること。

- (七) 第十一条第五項(第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、裁定申請があつた旨を通知すること。
- (八) 第十二条(第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、裁定申請を却下し、却下した旨を通知すること。
- (九) 第十三条第四項(第十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、収用委員会の意見を聴くこと。
- (十) 第十四条(第十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、裁定をした旨等について通知し、公告すること。
- (十一) 第二十二条第一項の規定により、土地使用権等の譲渡について承認すること。
- (十二) 第二十二條第二項の規定により、承認した旨を公告すること。
- (十三) 第二十三条第一項の規定により、裁定を取り消すこと。
- (十四) 第二十三条第二項の規定により、裁定を取り消した旨を公告すること。
- (十五) 第二十五条第一項の規定により、使用権設定土地を原状に回復することを命ずること。
- (十六) 第二十五条第二項前段の規定により、原状回復を自ら行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。
- (十七) 第二十五条第二項後段の規定により、原状回復を行うべき旨等を公告すること。
- (十八) 第二十六条の規定により、使用権者に対し、事業に関し報告をさせ、又は職員に、使用権設定土地その他の場所に立ち入り、事業の状況若しくは事業に係る書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- (十九) 第二十八条第一項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、裁定申請があつた旨等を公告し、裁定申請書等を公衆の縦覧に供すること。
- (二十) 第二十八条第二項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、裁定申請があつた旨を通知すること。
- (二十一) 第二十九条(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、裁定申請を却下し、却下した旨を通知すること。
- (二十二) 第三十条第一項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、裁定手続の開始を決定してその旨を公告し、裁定手続の開始の登記を嘱託すること。
- (二十三) 第三十二条第四項(第三十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、収用委員会の意見を聴くこと。
- (二十四) 第三十三条(第三十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、裁定した旨等について通知し、公告すること。
- (二十五) 第三十五条第一項(第三十七条第四項において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第四項の規定により、担保を相当と認めること。
- (二十六) 第三十五条第一項(第三十七条第四項において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第

五項及び第六項の規定により、担保の取得又は工事の完了を確認すること。

(四) 第三十六条(第三十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、職員に、特定所有者不明土地又は特定所有者不明土地にある工作物に立ち入り、状況を調査させること。

(五) 第四十一条の規定により、国土交通省の職員の派遣を要請すること。

(六) 別表第三号の表県土整備部の部契約検査課の項の次に次のように加える。

交通政 策課

一 群馬ヘリポートの設置及び管理に関する条例に基づく次の事務

- (一) 第十三条第一項の規定により、ヘリポート内の工作物の設置又はヘリポート内の土地若しくは建物の使用等を許可すること。
- (二) 第十三条第三項の規定により、ヘリポート内の土地又は建物の使用の休止又は廃止の届出を受け付けること。
- (三) 第十四条の規定により、職員に、工作物の設置又は土地若しくは建物の使用の許可を受けた者の施設への立入検査をさせること。
- (四) 第十六条の規定により、原状回復を指示し、又は原状回復義務の免除を承認すること。
- (五) 第十七条の規定により、ヘリポートの施設をき損し、又は滅失した者による損害額を認定すること。
- (六) 第十九条の規定により、使用料の全部又は一部を免除すること。
- (七) 第二十条の規定により、使用料の全部又は一部を返還すること。

別表第三号の表県土整備部の部道路管理課の項第一号(中)「(監理課の所管に係るものを除く。)」を削り、同号(同)を同号(同)とし、同号(同)を同号(同)とし、同号(同)を同号(同)とし、同号(同)の次に次のように加える。

(三) 第九十条第二項の規定により、国有財産を道路管理者に無償で貸し付け、又は譲与すること(監理課の所管に係るものを除く。)

十三 交通事故相談に関する次の事務

(一) 交通事故相談所の運営方針を決定すること。

(二) 交通事故相談取扱状況に関する報告を行うこと。

別表第三号の表県土整備部の部交通政策課の項を削り、同部砂防課の項第三号から第五号までの規定中「環境森林部」を「森林環境部」に改め、同部建築課の項第一号(中)「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同号(中)「第十三項」を「第十四項」に改め、同号(中)「第四十八条第十五項」を「第十八条第十五項」に改め、同号(中)「及び第五項第三号」を「第五項及び第六項第三号」に改め、同号(中)「第六十七條の三第三項第二号」を「第六十七條第三項第二号」に改め、同号(中)「第六十七條の三第五項第二号」を「第六十七條第五項第二号」に改め、同号(中)「第六十七條の三第九項第二号」を「第六十七條第九項第二

号」に改め、同号(四)を同号(五)とし、同号(四)から(五)までを同号(五)から(六)までとし、同号(五)の次に次のように加える。

(四) 第八十五条第六項の規定により、仮設興行場等の建築の許可をすること。

別表第三第三号の表県土整備部の部住宅政策課の項第六号中「事務(一)の下に「前橋市長及び」を加え、同項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号)に基づく次の事務

- (一) 第十条第一項の規定により、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録をすること。
(二) 第十一条第一項の規定により、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を拒否すること。
(三) 第十二条第三項の規定により、登録事項の変更の登録をすること。
(四) 第十五条第一項の規定により、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を抹消すること。
(五) 第二十二条の規定により、登録事業者に対し、登録住宅の管理の状況について報告を求めること。
(六) 第二十三条第一項の規定により、登録事業者に対し、登録事項の訂正を申請すべきことを指示すること。
(七) 第二十三条第二項の規定により、登録事業者に対し、登録事業を第十条第一項各号に掲げる基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示すること。
(八) 第二十三条第三項の規定により、登録事業者に対し、是正のために必要な措置をとるべきことを指示すること。
(九) 第二十四条第一項又は第二項の規定により、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を取り消すこと。
(十) 第四十条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定をすること。
(十一) 第四十三条第一項の規定により、債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することを認可すること。
(十二) 第四十四条第一項の規定により、債務保証業務規程の認可及び変更の認可をすること。
(十三) 第四十四条第三項の規定により、認可を受けた債務保証業務規程の変更を命ずること。
(十四) 第四十五条第一項の規定により、支援業務に係る事業計画及び収支予算の認可及び変更の認可をすること。
(十五) 第四十八条の規定により、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすること。
(十六) 第四十九条第一項の規定により、支援法人に対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又は職員に、支援法人の事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

(七) 第五十条第一項の規定により、支援法人の指定を取り消すこと。別表第五行政県税事務所の項の次に次のように加える。

防災航空センター
(一) 消防組織法に基づく次の事務
(二) 第三十条第一項の規定により、市町村に対し、航空機を用いて消防支援を行うこと。

別表第五環境森林事務所及び環境事務所の項を削り、同表環境森林事務所及び森林事務所の項中「環境森林事務所及び」を「森林環境事務所及び」に改め、同項第二号中「環境森林事務所長」を「森林環境事務所長」に改め、同項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: Category (Forest Environment, etc.) and Item (一, 二, etc.). It lists various administrative tasks such as 'Dioxin countermeasures', 'Air pollution prevention', 'Water pollution prevention', 'Soil pollution countermeasures', 'Preservation of living environment', 'Waste handling and cleaning', and 'Permitting'.

- (五) 第十四条の五第一項の規定により、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更を許可すること。
- (六) 第十四条の五第三項において準用する第七条の第三項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の廃止又は変更の届出を受け付けること。
- (七) 第十九条第三項に規定する身分を示す証明書を交付すること(森林環境事務所及び環境事務所の職員に係るものに限る。)
- 八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づく次の事務**
 - (一) 第六条の九第二号の規定により、産業廃棄物収集運搬業者が環境省令で定める基準に適合していることの確認をすること。
 - (二) 第六条の十三第二号の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業者が環境省令で定める基準に適合していることの確認をすること。
- 九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づく次の事務**
 - (一) 第十条の十の二の規定により、産業廃棄物処理業許可証(産業廃棄物収集運搬業許可証に限る。)の書換え交付を行うこと。
 - (二) 第十条の二十三の二の規定により、特別管理産業廃棄物処理業許可証(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証に限る。)の書換え交付を行うこと。
- 十 群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に基づく次の事務**
 - (一) 第十条の規定により、産業廃棄物処理業許可証(産業廃棄物収集運搬業許可証に限る。)の再交付を行うこと。
 - (二) 第十一条の規定により、特別管理産業廃棄物処理業許可証(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証に限る。)の再交付を行うこと。
- 十一 浄化槽法に基づく次の事務**
 - (一) 第五十三条第三項に規定する身分を示す証明書を交付すること(森林環境事務所及び環境事務所の職員に係るものに限る。)
- 十二 群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例に基づく次の事務**
 - (一) 第四条第一項及び第二項(第六条第二項及び第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、浄化槽保守点検業者の登録を行い、その旨を申請者及び営業区域が属する市町村の長に通知すること。
 - (二) 第四条第三項の規定により、浄化槽保守点検業者登録簿の謄本を交付し、又は閲覧を許可すること。
 - (三) 第五条(第六条第二項及び第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、浄化槽保守点検業者の登録を拒否し、その旨を申請者に通知すること。
 - (四) 第七条第一項の規定により、浄化槽保守点検業者の変更の届出を受け付けること。

- (五) 更の届出を受け付けること。
- (六) 第八条の規定により、浄化槽保守点検業者の廃業等の届出を受け付けること。
- (七) 第九条の規定により、浄化槽保守点検業者の登録を抹消すること。
- (八) 第十五条第三項に規定する身分を示す証明書を交付すること(森林環境事務所及び環境事務所の職員に係るものに限る。)
- 十三 群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年群馬県規則第四十五号)に基づく次の事務**
 - (一) 第十八条第二項の規定により、浄化槽管理士証を確認すること。
- 十四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく次の事務**
 - (一) 第四十三条第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること(森林環境事務所及び環境事務所の職員に係るものに限る。)
- 十五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく次の事務**
 - (一) 第二十五条第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること(森林環境事務所及び環境事務所の職員に係るものに限る。)
- 十六 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく次の事務**
 - (一) 第四十二条第一項及び第二項の規定により、引取業者の登録及び更新をすること。
 - (二) 第四十四条第一項及び第二項の規定により、引取業者登録簿に登録し、その旨の通知をすること。
 - (三) 第四十五条第二項の規定により、引取業者登録申請者の登録を拒否した旨の通知をすること。
 - (四) 第四十六条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第四十四条第二項の規定により、引取業者からの変更の届出を受け付けて、引取業者登録簿に登録し、その旨の通知をすること。
 - (五) 第四十七条(第五十九条において準用する場合を含む。)の規定により、引取業者登録簿及びフロン類回収業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
 - (六) 第四十八条第一項(第五十九条において準用する場合を含む。)の規定により、引取業者又はフロン類回収業者からの廃業等の届出を受け付けること。
 - (七) 第四十九条(第五十九条において準用する場合を含む。)の規定により、引取業者又はフロン類回収業者の登録を抹消すること。
 - (八) 第五十一条第一項及び同条第二項において準用する第四十五条第二項の規定により、引取業者の登録を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命じ、その旨の通知をすること。

<p>(九) 第五十三条第一項及び第二項の規定により、フロン類回収業者の登録及び更新を行うこと。</p> <p>(十) 第五十五条第一項及び第二項の規定により、フロン類回収業者の登録簿に登録し、その旨の通知を行うこと。</p> <p>(十一) 第五十六条第二項の規定により、フロン類回収業者の登録を拒否した旨の通知を行うこと。</p> <p>(十二) 第五十七条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第五十五条第二項の規定により、フロン類回収業者から変更の届出を受け付けて、フロン類回収業者の登録簿に登録し、その旨の通知を行うこと。</p> <p>(十三) 第五十八条第一項及び同条第二項において準用する第五十六条第二項の規定により、フロン類回収業者の登録を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命じ、その旨の通知を行うこと。</p> <p>(十四) 第二百二十七条の規定により、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めること(引取業者及びフロン類回収業者に係るものに限る。)</p> <p>(十五) 第三百三十一条第三項に規定する職員の身分を示す証明書を交付すること(森林環境事務所及び環境事務所の職員に係るものに限る。)</p> <p>(十六) 引取業者の登録通知書の再交付を行うこと。</p> <p>(十七) フロン類回収業者の登録通知書の再交付を行うこと。</p>

別表第五農業事務所の項第十号四中「及び第八十七条の三第七項」を削り、同号(五)を同号(四)とし、同号(五)から(七)までを同号(九)から(十一)までとし、同号(四)の次に次のように加える。

- (五) 第八十七条の三第二項の規定により、県営土地改良事業の計画の概要について農地中間管理機構の同意を得ること。
 - (六) 第八十七条の三第六項の規定により、県営土地改良事業の計画の概要について関係市町村長と協議するとともに、土地改良施設の管理者の意見を聴取すること。
 - (七) 第八十七条の三第七項において準用する第五条第六項の規定により、県営土地改良事業に係る国有地等の編入承認申請を行うこと。
 - (八) 第八十七条の三第七項において準用する第八十七条の二第八項の規定により、第八十七条の三第六項の規定による協議又は意見の聴取をする旨を公告し、県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供すること。
- 別表第五土木事務所の項第四号中「環境森林部」を「森林環境部」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第三第一号の表県土整備部の部監理課の項に一号を加える改正規定及び別表第三第三号の表県土整備部の部監理課の項第三号の次に三号を加える改正規定(同項第六号に係る部分(同号(六)に係る部分を除く。))に限る。は同年六月一日から、同部建築課の項第

2 一号(五)及び(六)から(七)までの改正規定は建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

(群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令の一部改正)

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令(平成三十年群馬県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

別表第三第三号の表環境森林部の部廃棄物・リサイクル課の項第一号(九)の改正規定及び附則ただし書中「環境森林部」を「森林環境部」に改める。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
